

令和2年第4回定例会
(第1日目)

津別町議会会議録

令和2年第4回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和2年6月9日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和2年6月18日 午前10時00分

延会日時 令和2年6月18日 午後3時58分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐藤久哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠原 眞稚子	○	○	6	渡邊 直樹	○	○
2	小林 教行	○	○	7	山内 彬	○	○
3	村田 政義	○	○	8	巴 光政	○	○
4	乃村 吉春	○	○	9	佐藤 久哉	○	○
5	高橋 剛	○	○	10	鹿中 順一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
教 育 長	宮 管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
総務課長補佐	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	小泉 政敏	○
住民企画課長	森井 研児	○	農業委員会事務局次長	迫田 久	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	中橋 正典	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長	小野 淳子	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
産業振興課長	小泉 政敏	○			
産業振興課長補佐	迫田 久	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	菅原文人	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 高橋 剛 6番 渡邊 直樹
2			会期の決定	自 6月18日 2日間 至 6月19日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	承認	8	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度津別町一般会計補正予算 (第3号)について)	
7	議案	38	津別町税条例の一部を改正する条例の制 定について	
8	〃	39	津別町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定について	
9	〃	40	津別町手数料徴収条例の一部を改正する 条例の制定について	
10	〃	41	津別町介護保険条例の一部を改正する条 例の制定について	
11	〃	42	津別町堆肥製造施設条例の一部を改正す る条例の制定について	
12	〃	43	津別町市街地総合再生基本計画策定委員 会設置条例を廃止する条例の制定につい て	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	44	契約の締結について（下水道管理センター受変電設備更新工事）	
14	〃	45	財産の取得について（移動式書架備品）	
15	〃	46	令和2年度津別町一般会計補正予算（第4号）について	
16	〃	47	令和2年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
17	〃	48	令和2年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
18	〃	49	令和2年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
19	〃	50	令和2年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
20	報告	2	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
21	〃	3	事故繰越しの繰越しについて（津別町一般会計）	
22	〃	4	津別町簡易水道事業特別会計予算の繰越しについて	
23	〃	5	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
24	〃	6	株式会社津別町振興公社の経営状況について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから、令和 2 年第 4 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

5 番 高 橋 剛 君 6 番 渡 邊 直 樹 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 19 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 19 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により、一部に異動がある場合があることをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第3回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、北海道立北の森専門学院（略称、北森カレッジ）についてであります、4月20日、北海道で初めてとなる林業専門大学の開校式が予定されていたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により延期され、6月1日に開校式を迎えたところです。これに伴い、本町を実習フィールドとして予定されていた野ネズミの予察調査やチェンソーによる伐木作業などの実践実習については、本年度は中止するとの連絡を受けたところです。誠に残念ではありますが、次年度に向け、関係機関とも連携を継続し地域に根差した人材育成の一翼を担えるよう受け入れ体制を維持してまいります。

次に、新型コロナウイルスへの対応についてであります、前回行政報告以降の主

な取り組みについて報告します。

町内の小中学校につきましては、一部短縮授業としながらも予定通り 6 月 1 日から再開いたしました。この間の授業時間の不足については、夏休みと学期間休業を短縮する中で調整する予定としています。

また、社会教育施設につきましては、農業者トレーニングセンタートレーニングルームを除き再開しており、その他の公共施設につきましても、つべつ木材工芸館キノス等の一部を除き再開したところです。

本町独自の経済支援策及び感染症対策等については、第 4 弾として、6 月 12 日に成立しました「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の 2 次補正分を活用し、経済対策、小中学校の環境改善対策、防災対策等各種事業を実施してまいります。

国の支援策である 1 人 10 万円の特別定額給付金につきましては、6 月 17 日現在、2,299 世帯中 2,228 世帯、96.9%、4 億 4,580 万円の振り込み手続きを完了しています。

今後とも定期に対策本部会議を開催し、感染症拡大防止と経済対策等、効果的な対応を検討し実施してまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。6 月 12 日現在、一般土木工事関係については、町道 181 号線改良舗装工事ほか 10 件、9,906 万 6,000 円 (34.8%)、一般建築工事関係については、活汲町有住宅改修工事 (1 棟) ほか 5 件、2,209 万 9,000 円 (53.2%)、簡易水道・下水道工事関係については、上里地区導水管更新工事 (その 1) ほか 6 件、3 億 15 万 7,000 円 (71.9%)、設計等委託業務関係については、津別小学校旧校舎長寿命化改修工事实施設計業務委託ほか 8 件、6,382 万 2,000 円 (33.0%) であり、令和 2 年度予算分について総額 4 億 8,514 万 4,000 円で 51.8% の発注率となっており、今後も適時発注に努めてまいります。

なお、今議会におきまして、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長 (鹿中順一君) ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第5、一般質問を行います。

質問及び答弁は一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は最前列の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問事項が複数ある場合は一つの質問事項が完結し、次の質問に移る場合は、次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は答弁を含めて60分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて90分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告の一般質問について、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

3項目質問をお願いしているところです。

最初に、現在進めております市街地総合再生基本計画も策定されまして、最終段階、いわゆる民間事業者の選定というところまで進んでいる次第です。そのことについて次の3項目についてお伺いしたいと思います。

コミュニティ施設、いわゆる公共施設と商業施設を一体的に建設する計画案で、民間事業者のプロポーザル公募を進め、6月9日に締め切ったと聞いております。最終選考に入ることとなっておりますが、このプロポーザルの公募の期間中、事業者からの質問に対して町はホームページで、この回答について公開をしております。

そこで何点かお伺いしたいと。事業者の質問に対して、町道9号線を挟んで民間と公共の敷地がございますが、それを一体的に考えていいというふうに回答しております。ただし、その町道には上下水道の本管があるので建物を建てることはできないが、

屋根をかけることは可能としているというふうに回答しております。一般的にこういうことになると、町道9号線を廃止されることがどうしても避けられないと考えられますが、事前の手続きも進めないで、後付けで決まってから町道について廃止云々ということは非常に問題があり、長年町民が必要な生活道路として利用してきたことについてどう考えているのか。また、町道の認定廃止は議会の議決事項となっており、地元町民はもとより、このことについてきちっとした説明がなされていないと。特に地元の幸町自治会への説明はされていないと。これは、この計画を進める段階で、この廃止を含めた内容について説明することが必要不可欠であると考えております。

次に2項目目、商業施設とコミュニティ施設を別々に整備すべきではないか。このことについては、現在、一体的に建てるということで補助事業の関係上進めておりますけども、この計画されている優良建築物整備事業を利用しないで別々に整備する事業の内容、いわゆる費用の負担及び財源等をお伺いしたいと。

民間事業者やテナントの店舗事業者が撤退することが現実として考えられている中、このことについてどう考えているのか。

3項目目、民間地権者、町道の民間地権者は接している3軒の地権者がおりますが、昨年の6月20日開催の第23回特別委員会で示されたもので、この地権者3軒に用地費の交渉について説明をされております。この3軒について、補償対象者の承諾は完了していないと、このことについては特別委員会のほうで、その都度聞いているところでございます。

4月23日開催の第28回複合庁舎建設等調査特別委員会では、1軒が交渉の内諾を得ていないと回答しておりますが、ほかの2軒については完全に承諾し書面等で交渉の確認をされているのかお伺いをしたい。

整備に向けたスケジュールによると、補償対象者3軒に説明している用地交渉の後、この3軒が全て承諾した段階、了した段階でこの計画を進めることになっておりますが、交渉が成立しない中で計画をこれまで進めてきたことは重大な問題であります。ついてはこの経過についてお伺いしたいと思います。

承諾が得られない場合は、スケジュールの中でも書いてありますが、計画等の変更及び事業の先送りをするとしておりますが、事業を中断し見直しを図り、地権者や町

民の皆さまの理解を得た上で、将来とも悔いのない事業とすべきではないかと思えます。

以上についてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは複合商業施設等整備計画についてでございますけれども、3点ほどご質問がございましたのでお答え申し上げます。

はじめに、複合商業施設の建設における町道9号線の取り扱いについてでありますけれども、現在、プロポーザルの応募申し込み期間は終了いたしております、2社から申し込みを受けているところであります。

町道9号線につきましては、開発事業者の提案の自由度を考慮いたしまして、条件付きながら町道部分の一体整備を認めており、提案の内容によっては町道の部分的な廃止はあり得ますが、そうすると決まったことではありません。また、廃止と車両通行不可とは同じ意味ではなく、廃止しても車両は通すことも可能であるという提案もあるかと思えます。当然、廃止することになれば議会の議決事項であることは承知しておりますが、現段階において廃止するかを決めたわけではないことから、今、議会に提案する状況にはないことをご理解願いたいと思えます。また、地元自治会等につきましては、まちづくり懇談会等でお話をしてきたところであります。

次に、商業施設とコミュニティ施設の分離整備についてですが、利用者から見ると接近しているほうが利便性は高く、また人口減少時代の中、施設の複合化は時代の主流であると考えます。ただ、建物の所有区分を考えた場合、構造上別々のほうがわかりやすいと思えますが、いずれにしても提案内容を検討し、将来に問題が起らないよう協議を重ねてまいりたいと思えます。

優良建築物等整備事業につきましては、1億3,500万円の国費を想定していますが、この補助を利用しないとなれば申請に必要な事業計画の提出は不要であり、敷地内に収まるかどうかは別といたしまして建物の低層化も可能になりますが、8,200万円ほどの町費の負担増が見込まれるところです。

撤退の危惧についてですが、開発事業者が契約途中で撤退する場合は、実施要領 22

ページの「契約の途中終了等」に規定しています。また、テナント店舗の撤退は、かわりの店舗が見つけれなかった場合、町との協議となりますが、その対応は店舗が何年運営していたかによって変わるものと思います。なお、定期借地期間は30年を想定しております。

次に、建設にあたって民間地権者3軒への対応についてであります。先の特別委員会で報告しましたとおり、3軒中1軒についてはまだ内諾を得ていません。その方には開発事業者が決定する7月ごろまでがリミットであることを伝えておりますが、最終的な判断は保留されております。また、内諾済みの2軒の方とは、まだ書面による確認を取り交わしておりませんので、こちらについては近く取り交わしをする予定としております。

整備スケジュールについてですが、1年前の昨年6月20日開催の第23回調査特別委員会にお示ししたのは、地権者の承諾後に「市街地総合再生基本計画」の策定に着手するとしておりましたが、国への概算要望時期を鑑み、第24回及び第25回の同特別委員会におきまして変更したスケジュールをお示したところです。これにより、地権者との交渉と基本計画の策定は同時並行で進めてきており、この基本計画につきましては4月に策定作業を終えたところであります。

仮に地権者の承諾が得られなかった場合は、事業計画の見直し等があることも応募した開発事業者伝えており、最終的な事業完了は先送りになる可能性もありますが、現在のところスケジュールに沿って進めているところです。

また、承諾を得られない場合の事業の一時中段につきましては、これまで長くまちなか再生協議会や計画策定委員会での議論、さらに住民周知のことを考えますと、かえって事業実施の不確実性を生じさせることになるのではと考えますので、実現に向けしっかり対応してまいる考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] それぞれ回答をいただきました。再度お尋ねしたいと思います。

最初の質問の町道の関係でございますが、民間事業者の回答の中で上下水道の上に

は建物を建てることはだめだということでお答えして、かつ道路の上に屋根をかけて通すのは構わないという回答、それから町道に建設用地がかかることも可能ですという回答もしております。このことからすると、現在の指定された敷地面積で3階建てを町が示している建物を建てるのであれば、当然こういうことになるのではないかというふうに考えられます。事業者も2社エントリーしているということでお伺いしましたけども、やはり事業者としても相当力を入れてこのことについて来ているかと思えます。今の回答では中身を見てからというふうに回答をされておりますけども、考えられるのは、恐らく町道も現在のままで生かした形の計画は出て来ないと思えます。そうした中で、後戻りのできない計画が出て来た時に町道廃止はいかがかと、町長ははっきりした段階で議会に提案したいという形で言うておりますけども、そうなると大変、これは後戻りができないと。廃止したいと、どういうことになるのか、きちっと考えていただきたいのと、先ほど地域住民の説明会は、この計画のまちづくり懇談会で説明しているというふうにお答えいただきましたけども、地元の自治会長さん含めて地域の皆さんに聞くと、このことについてきちっとした説明もないし、意見も我々に投げかけてきていないし、いいとも悪いとも何も町からの対応がないので、これは大変遺憾だと、そしてここまで進んでいると。聞いた中では、ほとんどの方がこの町道廃止については反対です。それをただまちづくり懇談会で話したと、これでいいかどうか。町のやり方はこれあたりがあいまいであり、ずさんではないかと思えます。まず、このことについてお伺いしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町道の取り扱いについてでありますけれども、今議員のほうから出ていますのは町道9号線、ちょうどこの建物の後ろ側になりますけれども、あわせて今農協が新築をいたしました、そこの正面玄関の前の町道31号線もあります。そういったところを含めて、いろんな意見が農協も含めて、そこも一体的な駐車場という形で整備してはどうだろうか等々、いろんな意見があることは承知しております。まちづくり懇談会の中でも記録はずっととっておりますけども、17カ所、私もずっと行った中で、やはりあそこの9号線については残したほうがいいのではないかという意見もありましたし、こういう大きな事業というのは100年に1度ぐらいの仕事にな

るので、その道路を固執することによって建物の形態だとか、そういったところに規制をし、これではいけないんじゃないかというようなことはやめたほうがいいと、むしろこれを機会にすっきりした形のものをつくるべきではないかという女性の方のご発言もあったり、さまざまあることは承知しております。そういったところを含めていろいろ意見があるのは承知しておりますので、今6月ですので、7月の半ばぐらいになると思いますけれども、その2社のほうから住民の方たちも含めて提案がなされてきますので、それを見て、果たしてそれがこの町のまちなか再生の形に合致しているのかどうかということ、共感が得られるようなプロポーザルなのかどうかというのはそれを見て、そして選定委員会がつくられていますので、そこでそれにあっているかどうかということを経済協議して決めて、そして決まらなければ、また再度行うというような形になろうかと思っておりますけれども、仮に決まったということになれば、この後予定されています町民も含めた委員会の中で、もっとこうしてほしい、ああしてほしいという、そういうことがまた肉付けされながら計画が決まって、それをまた住民に周知をして意見をいただいて、それをまた委員会等で協議をして、そして最終的な計画案ができれば実施計画に移っていくということになると思います。実施計画ができれば、また町民の皆さんと意見交換をする機会を設けて、その中で意見を含められるものは含めていくという流れになっていくかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 町長の答えているのは、わからないではないのですけれども、民間事業者2社がそれぞれの実施要項、要求水準のもとに相当時間をかけて計画案を持って来ると。そうした中で、この町道の絡みで見直しをどこまで図るかわかりませんが、支障のないようにするとすれば大幅な見直しを強いられるということになるのではないかと。そういうことになると民間事業者も再度計画の練り直しという非常に負担がかかる問題になるのではないかとというふうに考えます。そうしたあたりの組み立てを、地元の幸町の絡みだとか、そういうのをきちっとわかりやすく説明して、きちっと理解を先に得るのが大事ではないかというふうに申し上げるところです。事業者が提案して大体中身が出てからというのでは、先ほど私が申し

上げたとおりの大変な事態になるのではないかとということを申し上げているので、再度この件についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この間ずっとお話を続けてきた中で、ここ一帯、全体のまちなか再生事業ということになりますので、そこには専門性をもったところの協力をお願いしようということで、コンサルも含めて、そして調査特別委員会でもお話をしながら一つ一つこの方法でいきます。この方法でいきます、いいですかということで積み上げてきて今日に至るという認識をしています。その中で、これから業者が決まって、そこがこれからいよいよ提案をさせていただくという段階に来月入って来るわけでありましてけれども、そういったものがどういうものなのかというのはまだ提案を受けていない中で、どこの会社が入って来るというのは2社の申し込みがありましたからわかりましたけれども、提案の内容自体はこれからでありますので、そこがないまま今山内議員さんと私とでやり取りをしても多分形のほとんど見えない、ある種空中戦みたいな形になってくるのではないかと思います。そうではなくて、出されたものは出されたものとして、しっかり行政側としてどう受け止めるか、そして議員の皆さんはどう受け止めるか。町民の皆さんはどう受け止めるかというようなことは、委員会がまた設置されることになっておりますので、そういったところでしっかりと議論をしていただいて、そして決定をしていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今町長がお答えしたことについては責任を持っていただきたいと思っております。

次の質問の商業施設とコミュニティ施設を別々に整備すべきではないかということでございます。先日、議会と自治会連合会が懇談会をもちまして、全町の方々に連合会だよりということでこのチラシが配布されております。町の幹部含めて町長も既にこれをご覧になっているかと思っております。ここに書かれていることは、いわゆる一つの建物にしないでほしいと。それについて自治会連合会、いわゆる住民の代表の方々が議会に何とかしてほしいという思いで自治会だよりを出していると。この左下に書いてあるイラスト、下にドラッグストア、スーパー、上に図書館という形でこういう形

で乗っかるということですよ。これでいいんですかということ町民の皆さんは言っている。こういった建て方になるんですよ、町長が提案しているのは。これでいいんですかということ。

見て感じないのであればしょうがありませんけれども、それだけ多くの町民の皆さんがこのことについて心配しておりますし、使い方も悪いし、まちづくりの形態としては、非常にこれは望ましくないということをおっしゃっています。

そこでお伺いをしたいと思います。先ほど別々にした場合の事業の比較についてお答えいただきましたけども、8,200万円現在の計画より増えるということでお答えいただいているところです。これはお金ではないと思います。町長はお金がかかるからなるべく安く、町の負担が少ないようにつくりたいという計画はわからないでもありません。これを我々特別委員会に何度も説明しておりますけれども、お金の問題だけではない計画が出ているから、8,200万円もし増えたとしても町民が望む整備計画に見直すべきではないかということですよ。

それで細かいことになりましたがお伺いしたいと思います。このプロポーザルの中で、質問に対して町のほうで答えていることで何点かお伺いしたいと思います。この町が実施要綱を含めた提案の中に、金額は12億何がしというふうに書いてあります。そこで上限を上回ってもいいですかというふうに質問をされておりますが、町のほうでは、ここに示しているのは上限ではありませんというふうにお答えしております。上限なしでもいいという答えの後に、選考の基準に係ることがあるので注意されたいとお答えをされております。これはどういう意味なのか、あまりお金を上回ってきたら選考のペナルティーを課するという感じでお答えしているのですけども、これを事業者が質問してくるということは、現在、町が示している12億何がしではできないということだと。事業者はプロであり、おそらく同じような仕事を手掛けていると思いますので、かなりきちっとした積算をもって臨んでくると思います。そこで町が上限はないと。上限をあまり超えたらペナルティーを課するとお答えしておりますが、それはどういう考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まず、自治会連合会のニュースのお話もされましたけれども、

私のところにも昨日の朝入ってまいりましたけれども、絵がかいてあります。これは多分想像されて書いたのだらうと思います。こういう絵は一度も町としてお示したことはありませんし、こういうこともあり得ると、こういうこともあるかもしれないという意見の皆さんとのやり取りはありましたけれども、形になってこういうふうに関が出てくると、こうなってしまうというふうを受け止められることもあるかと思えますけれども、まだプロポーザルをしていませんし、業者がどのような提案をしてくるかというのはわからない状態でありますので、これはちょっと違うのではないかなというふうに感じているところです。

建物を別々というのも、もちろんそれももしかするとそういう提案も出てくるのかもしれませんがけれども、基本的には議員は先ほどお金の問題ではないとおっしゃいましたけれども、お金の問題はやはり懇談会の中においてもできるだけ経費のかからないようにということは、どこでもここでも言われておりますので、それは将来の財政負担にとっての不安を感じている部分でありますから、それは行政としてしっかり対応していかなくちゃならないですし、財源もしっかり確保していかなくちゃならないと思えます。

それで、わざわざお金のかかるほうに行くのか、それも形態上のことを考えてやむを得ないんじゃないかということで主張される町民の方もおるかと思えますけれども、それはまたそうするか、そうしないかというのは議論の中でつくられていくものではないかなというふうに思うところです。

そして上限を超えてもいいかということで照会もあって、それに対してやはりお金のかかることですから、行政側から見れば、やはりその範囲の中でやってもらいたいというのは考えでありますけれども、超えてもいいかということはもっとお金が必要だよというふうに業者が思っているという見方も当然成り立つと思えますけれども、であれば、そもそも応募して来ないと思えます。応募して来るところが2社あったということは、この範囲の中でやれるということで、うちは提案するよということで来ていますので、まずはそれを見聞きして、そして判断をしていくということになると思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） ここが重要な問題なんです。この事業費によって町はコミュニティを買うということでしょ。商業施設については民間事業者がテナントを募集して入居させるということなんです。当然この事業費が上がれば、それぞれに反映させなければ民間事業者は事業をやる意味がないということなんです。

そこで、商業施設はこれまで地元のスーパー1社、ドラッグストアは町外から来るという内容で想定して計画を進めているということで、それぞれの委員会で説明を受けております。地元のスーパーについて、今の事業費で家賃を算定したらこれぐらいになるということで説明した上で、このスーパーとの交渉に町が先に民間事業者が最終的にはやるんですけども、町が計画をするということは、事前に地元の該当するスーパーの方と協議をしなければならないということは当たり前だと思いますが、聞くところによると、地元のスーパーは現在の家賃よりは出せないと、これは明確に言っております。今の面積で事業費から計算すると倍までにはなりませんけれども、やや近い数字の家賃になると。それで地元のスーパーが入るのですか。

ドラッグストアについても、事業費が上がるとそれだけ家賃が上がるということになるんです。それあたりを詰めているかどうかはわかりませんが、それかつ回答の中にテナントの賃貸契約期間は10年を短縮してもよろしいと回答している。ということは、民間事業者も心配して、これあたり津別の人口に対する消費を計算されていると思います。そうした中で、一体的にがっちりした建物を金をかけて建てるということは矛盾しているのではないかと。それであれば、先ほど言ったとおり別々に建てて、町の公共施設はそれなりの50年レベルの建物を建てなければならないと。要するに商業施設はこんなに金をかける必要はないんです。今ニコットを建設しておりますけれども、あそこも撤退を考えてそんなに投資をしないということで建設しているんです。商業施設を別々にして、そういう先が見えない昨今のこのコロナの問題で経済がどうなるかわからないという中で、やはりそれあたりも町がきちっと考えて商業施設はなるべく金をかけないで、家賃も安く入っていただくと。そして長くそこに入ってもらおうということが町の考えることではないかと思いますが、これあたりの考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 家賃問題等々につきましては、実際に担当の補佐が対応してやっておりますので、後ほどまたその辺の経過は補足してもらおうと思っておりますけれども、少なくともこれまで特別委員会が設置されまして、そしてさまざまな資料を提出させていただき意見交換をしながらこの方法でいきましょう、この方法でいましょうということ一つ一つ踏んできているところです。今スーパーのお話もありましたけど、そことも、もう十数回にわたって話し合いをもって、これでいこうということで、こういうような状況になっても大丈夫ですかというようなこともお話をさせていただきながら今日に至っているという状況です。実際に今度提案を受けて面積の問題だとか、さまざま取り付けの問題だとかいろいろイメージしていることと違うことが出てくるのかもしれませんが、そういうようなこともこれではやれないだとか、これで十分であるとか、いろんなことが提案の中で今度意見交換がこれから始まるという状況でありますので、そこをしっかりと見ない中で議論を今するという状況にはないのではないかなというふうに思います。

まもなく、本当に来月、一定の提案がされてきますので、それを見た上で皆さんとお話をさらにまた進めていきたいと思っております。

ニコットさんも突如入ってくることになりましたけれども、それは撤退前提で入ってきているというふうに、初めからそういうことではないと思っております。ホームページを見ていただくとわかりますとおり、買い物難民とか買い物環境の悪い所、不便な所、そういう地域に私たちはお手伝いをしますというようなことがホームページの最初に書かれておりますけれども、そういう中で入ってきているというふうに認識しているところです。これから人口が10年先、20年先、30年先どのようなことになっていくかということは、一応人口ビジョンというのは計画の中に置いておりますけれども、その中でしっかり買い物環境の一翼をぜひとも担っていただきたいと思っておりますし、町民にとっても物を買える場所が複数あるということは、非常に選択の幅も広がってきますし、楽しさも出てくるというふうに思いますので、そういう環境を可能な限り整えたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） 私のほうから地元スーパーを経営されている方とは家賃を示して交渉をしているのかというお話だったのですが、実際、具体的な金額は申し上げられませんけれども、今現在払っている家賃よりは上がりますよという話はしています。ただ、今このプロポーザルの中ではスーパーの規模を示しておりますけれども、例えば、もう少し広いのが欲しいという意見もありますけれども、広くなれば家賃も上がりますという話もしながら、具体的な金額の詰めはまだこれから、ちょっと規模もその辺では詰めていかなければならないと考えてございます。あと家賃もそうですけれども、初期投資でどれぐらいできるかというところも意外とあって、その辺も具体的な詰めに今進めています。町としても今、経産省でそういう補助もありますので、そういう道も探りながらなるべく負担のかからないような策を考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] お答えいただきましたけれども、きちっとしていただきたいものだと思います。

民間事業者のプロポーザルを締め切って2社来られるということでございますけれども、この予定では7月10日まで応募の受け付けを終わらせると、審査会を予定では7月15日、結果を7月20日予定となっております。そうした中で特別委員会の中でプロポーザル選定委員会をつくるというふうに説明を受けております。計画をつくられた策定委員会の中から、それから商工会、商工会女性部、図書館建設検討委員会、観光協会、役場関係とメンバーについていろいろ説明がございましたけれども、このメンバーについて、現在どこまで了解を得て決まっているのか。聞くところによりますと数団体辞退されているということをお聞きしておりますけれども、このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） プロポーザルの選考委員会の関係でありますけれども、この選考委員会の構成につきましては、2月12日開催の第27回の庁舎特別委員会におきまして、隣におります副町長を委員長といたしまして、市街地総合再生基本計画策定委員会より学識経験者枠として2名、それから商工会と商工会女性部より各1名ずつ、

それから図書館建設検討委員会より1名、津別観光協会より1名、それから役場の関係課長を1名ということで計8名を予定していたところであります。しかし、商工会と商工会女性部からは辞退の申し出がありました。理由としましては、プロポーザルの事業者を選考するプロセスについては、執行者である町が主体的となって決めるものと考えますということで、専門的な要素もたくさんあるので、やはりこれは町が主体的になって決めるものではないでしょうか。しかし、選考には加わらないけれども整備事業の内容の具体的な議論を行う、この後つくられます協議会、そこには参加したいという回答を得ているところであります。

これを受けて町といたしましては商工会それから婦人部の辞退がありましたので、8名が6名になってしまいますので、これを市街地総合再生基本計画の策定委員でもありまして、なおかつ地権者でもありますJAつべつに打診をいたしまして快諾をいただいたところです。当初とは若干変更となりましたけれども、この7名で委員会を立ち上げたところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今の回答で当初予定していた商工会関係の方が辞退された。なぜか理由はわかるかと思いますが、やはりこういう計画だから加わりたくないということだと思います。

かつ図書館建設検討委員会は最終返事をしていないというふうに委員長さんからもお伺いしているところです。様子を見ています。7名の快諾を受けて進みたいと。ちょっとこれについても疑問視するところがあるところです。先ほどからこの計画について質問しておりますけども、プロポーザルを受け付けて選考委員会を了して業者が決定して、それから大幅な見直しというのは非常に難しいということです。これは何のプロポーザルでも同じです。3階建てを平屋にして別々に建てるということがあると全く最初から見直しをしなければならないということは先ほどから言っているとおりです。これは民間事業ですから、今まで投資した分、損害賠償を請求するということが当然なってくると思います。それよりは今一度こういう状況だから一時中断して選考委員会を開かないで民間業者にちょっと中断の申し出をして、それあたりきちつ

と見直した上でこれを進めたほうがよろしいのではないかと思います、これについて考えがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうでちょっと理解できないのは、この津別町市街地総合再生基本計画、これが4月に出来上がっています。これは皆さんとの議論を重ねて、そして出来上がったものです。この中で整備手法として優良建築物等整備事業を補助事業として使っていこうということで地区整備方針としてこれをつくったわけです。この事業を活用するということになれば、お話ししましたとおり3階建てが基本になると思います。全部3階建てということではなくて、一部3階建てでも構いません。仮に3階建ての3階のところをどんな活用をしていくのかということ、また提案があるかと思いますが、これはやはり計画の中で1億数千万円のお金、こういったものも含めて、この事業を活用することによって駐車場の整備だとか、あるいは建物の取り壊し費用だとか、そういったものも補助対象になるということでもありますので、これを活用しない手はないんじゃないかということで、この計画の中に盛り込んで、そして出来上がって、それに基づいて今公募をして、これに基づいてまた応募があるということで、その提案をこれから受けるという内容です。この基本計画がなければ、そういった補助事業は受けられませんということでもありますし、コロナのほうも収束はまだまだとは言え、いよいよ明日から道内の行き来が解禁されるような形になります。担当の先ほどの補佐のほうでも来週いよいよこの事業は国の事業ですけれども、先ほどの優良建築物等整備事業は、実際には道がOKを出しますので、そこでの協議が来週札幌で行われるような形になっています。通常でいけば、コロナがなければ、もう既に協議が始まっているんですけども、これが長引いています。いよいよ協議がなされて、そして国のスケジュール、道のスケジュールがここぐらいまでに協議が整うことが必要ですよということがスケジュール的なのがポストコロナで出てくるだろうと思っていますけれども、それにあわせてまた協議が進められていくということになります。ですから、この基本計画に基づいて今進めているということで、そして出されたものについては、この基本計画の今度はまた委員会をこのメンバーにプラスして増やして、そして内容の検討をしていこうということで進めようとしてい

るところです。これまでも公営住宅を旭町や緑町につくったりとか、それからこども園をつくったりもしておりますけれども、それらも全てプロポーザルの方式をとっていきまして、提案されたものから選んで、そして中の改修だとか、それからもう少しここはこうしてほしいというこちらのほうの希望も出し変更しながら建ててきているという状況でありますので、同じような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 町長のその基本計画はわかるんです。事業をやるなど言っているわけではないんです。事業の中身をやはりこういうふうにもいろいろと変化が起きていると、だから中身を見直しして事業を進めるべきだと言っているのを勘違いしないでいただきたいなと思います。反対しているわけではないのです。時間も迫っておりますので、今町長がお答えになった旭町のまちなか団地を含めて民間に事業をやっただいて町が買い取るということをお答えいただきましたけれども、この事業の大半はコミュニティ施設の事業費です。それを町が買い取るというのです。それであれば、民間事業者を連れてきて、わざわざ町民の方が分かりづらい事業内容にして、なおかつ将来的に相当な町民が犠牲となるものを残されるということになる。それであつたら町内業者にやっただいて町が買い取ると、そのほうがよろしいのではないですか。それあたりもあるので見直しをしてほしいと申し上げているところです。

地権者3軒のことについてお伺いしたいと思います。先ほどスケジュールの中で変更、途中でそれは承知しております。私がこれを示したのは、地権者に説明に行った時に、町の担当者から、この資料を入れた内容のもので説明にきたと。その後変更になったものは一切説明がないということ。この地権者に説明したスケジュールによると承諾しないと書いてあります。承諾しない場合には、先ほど言ったとおり見直すか中断すると書いてあります。承諾してから初めて進むというふうに地権者に説明しているのです。私が訪ねた時には議会は何をやっているんですかと。もうプロポーザルまでいっているんですかと。私たちは承諾していないんですと言っているんです。これは間違いありません。それでいいんですかと。私たちが最終的にこの交渉がだめだということ承諾しない場合はどうなるんですかと、この事業はだめになるんですよねと。私はそうだと思いますけども。だから、この地権者にきちっとした形で承諾をも

らった上で特別委員会でも何度か質問をしております。まだか、まだかと。最終の特別委員会でもプロポーザルに進む前にきちっと3軒をきちんと解決してくれというふうに町に申し入れております。いまだに1軒が全く話はしているけど白紙ですよ。それで7月までやりたいと。いいのですかこういうことで。計画というのは地権者にきちっとした上で、その地権者の用地を買収して進めるんじゃないですか。役所のやる仕事というのは、そういうきちっとした確実性を持って相手に対して敬意を払ってきちっとして契約をして進めるのが筋ではないですか。

それで1回帰ったきりもう来ないと。1軒の地権者のところには。私から申し入れた事項は何ら返事もなしに今まできているんですと。それで進めるんですか、町長。もう一度先ほどの答えとちょっと食い違いがありますけども、それあたりについてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 内容的に、ここでそのやりとりの経過を全て細かくということにはなりませんけれども、実際に交渉をしている担当のほうからまた補足もしてもらえればと思いますけれども、基本的には、その1軒の方と今後承諾を得られないというような可能性が低いというふうに見ております。昨日も担当のほうで会っておりますし、コロナの影響でスケジュールがちょっとずれずれになってきているところですが、先ほども申しましたとおり、来週いよいよ道との協議も始まります。そこで補助事業を受けるためのスケジュール感が出てくると、いつまでに返事をいただけないといけないかということが当然わかってきます。それまでにOKが出ないということになれば、そこの部分は省いて開発をしますと言いますか、整備をしていくということはお話もしておりますし、また皆さんにもこの間、委員会の中でも仮にそうなった場合はそこを除いての建設というふうになりますということで、この間進めてきたところでもありますので、そうなってはほしくないですけども、そのようなことで進めざるを得ないというふうに思っています。ただ冒頭で申し上げましたとおり、だめということは多分可能性は低いだらうという感触は受けております。いろんな方が来られることもお話ししていただきました。やはりそっとしておいてほしいというのもあるように聞いておりますけれども、家庭内のやりとり、兄弟の中でのやりとりもあります

ので、それは尊重しなければいけませんので、先ほども申しあげましたとおり道との協議の中でこの制度を使うのであれば、いつまでの事業計画案を出さなければなりませんよということが示されてきますので、それまでにきちっとした残り1軒の部分の意向というのがはっきりさせたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 町長、地権者に直接あなたが承諾しなかったら、ここを抜かして事業をやるというふうに言ってきたというんです。そんな失礼なことはないんじゃないですか、頼んでおいて。あんたのところが承諾しなかったらここを抜かして事業をやりますと。それにも憤慨しているんです。役場を建てたようになってもいいということですか。この事業が一つ抜けてもだめなんですよ。そういうことをきちっとしない中で進めているということが、この中身を見たら非常にずさんな計画です。このような事業を町民の皆さんは最近非常に疑問に思っってこういうチラシを自治会だけで出しているんです。町民の皆さんや議会を軽視した中で進めるということは、佐藤町政最大の失政になると私は思います。これからずっと続ける町民ののどにとげが刺さったような状況で、もしこの事業がこのままだらば、そういう生活を強いられるんです。今一度踏みとどまってこの事業の見直しをして、町民の総意のもとに事業を進めるべきではないかと申し上げて終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） 先ほどの町長のともかぶりますけども、私が交渉しているときの感触ではそういうふうなことは感じておりません。先ほど言ったとおり、どうしても承諾できない場合は外して事業を進めさせていただきますという話はしておりますし、相手も納得しております。リミットの話もこちら側からしています。いつまでという話ですけども。最終的には事業者が決まるころには当然絵をかいていただきますので決めたいという話をしていますし、本当の最終リミットは国のほうに計画を出すこととなりますけども、その時がもう戻れない線だと考えておりますし、そのことも話しております。

基本的には交渉なので相手のある話です。役場としては相手を尊重しているからこそここで無理強いというふうなことではなくて、やっぱり待つしかないのかなと考え

ているところでございます。

それで抜かしてやるというのは、失礼というよりは、ある意味そこにいたいという意思を尊重しているというふうに考えております。役場のときもそうでした、そういうふうに考えていますのでご理解を願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先の通告に従って一般質問をさせていただきます。

複合商業施設についてお尋ねしたいと思います。まず、アンテナショップの構想と公募について伺いたします。

昨年5月に複合商業施設整備基本構想が特別委員会の中で示され、その中でアンテナショップについては「津別町の特産品を飲食・販売できるアンテナショップ」へのニーズが高いと示され、複合商業施設のコンテンツに組み入れられました。

その後、町と議会の間で議論を重ねてきましたが、施設全体の構想がプロポーザル公募によって決定するデベロッパーの案が具体化されないことから、アンテナショップの具体的な構想が示されませんでした。

本年3月の定例議会において、私の一般質問に対しての答弁の中で、プロポーザル公募によって見えてくるのはスペースであり、要項に書かれている地場産品の物販、トイレ、エントランスのみということが確認されました。また、町長はアンテナショップの運営に関しましては、事業者を公募したいとの考えを示されました。

私は議会議員として、町からアンテナショップ運営事業者に対して示すコンセプトや条件も決まっていない現状を、大変遺憾に思っております。このままでは、構想にアンテナショップが組み込まれることを承認することは難しいと考えています。

町は速やかにアンテナショップ運営事業者の公募要項を作成し、プロポーザル公募によって決定した業者とつくる基本構想の策定前か、最初の時点で運営者の公募を行い、事業計画を議会に示すべきと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

次に、今後の進め方についてであります。実施要項に示されているスケジュールでは、8月下旬に事業予定者と覚書を交わすことになっていますが、覚書内容及びその後取り交わす協定書の内容について、議会にどのように示されるのか、考えをお聞きしたいと思います。

次に、事業予定者による説明会は10月に予定されていますが、プロポーザルの素案を示す考えなのか、お聞きしたいと思います。新型コロナウイルス感染症予防対策で中止となった、町主催の町民説明会の開催についても今後どうするのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは複合商業施設についてお答えをしたいと思います。

特にアンテナショップの関係でありますけれども、はじめに、アンテナショップの構想と公募についてですが、3月定例議会におきましてアンテナショップの運営と採算性についてのご質問を受け、その中で公募にあたっての要件、つまり公募要項のベースとなるものを今年度設置します市街地総合再生基本計画推進協議会において議論するとの答弁をいたしたところであります。しかしながら、議員より採算性の厳しさや運営の難しさについて大変参考になるご指摘がありましたことから、本事業の計画段階から関わりのあるコンサルタントを加えまして、公募にあたっての条件づくりを行うこととしています。

公募要項が提示できる時期につきましては、運営の継続可能性を高いレベルで実現できるものとしなければならないことから、複数回の協議会を重ねる必要があり、まずは素案をご指摘の時期にお示しできればと考えております。

また、実際の運営者公募と選定につきましては、年度内と想定していましたが、その際に事業計画案が示されることになっております。

次に、今後の進め方についてですが、覚書については、大まかな事業の取り決め事

を交わすような行程で、8月下旬としていますが、協議が整い次第、速やかに締結したいと考えています。その内容は協議後の直近の特別委員会でお示しすることができると考えております。協定書の内容につきましては、それぞれのリスク分担や買い取り時期、それから工事請負書に記載の事項も包含するものとなりますけれども、事業計画が整った段階で締結することになります。時期は、今年度末か来年度の早い段階になりますが、協定書案についても特別委員会にお示しする考えであります。

次に、各種説明会についてですが、10月に開催予定の事業予定者による説明会は、1回目の市街地総合再生基本計画推進協議会での議論を経たものをお示しする考えであることから、プロポーザル時の素案とは少し変わったものになるものと想定しているところです。また、この説明会は「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」、いわゆる「大店法」に係る事業説明会でありまして、法的に義務付けられたものとして開催することとしています。

町が主催する住民説明会は、事業予定者の説明会と重複しない市街地総合再生基本計画推進協議会の開催前後の中間期ころを想定しており、事業予定者の説明会と合わせると4回程度の開催を予定しています。ただ、これは今後の新型コロナウイルス感染症予防対策において制限がない場合でありますことをご承知願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] ちょっと質問と答弁の内容に少しずれというか乖離があるのかなと思っております。答弁の中で、公募要項が提示できる時期については、ご指摘の時期というふうにあったのですが、私は公募要項の作成については本当に急いでやっていただきたいと思っています。

この公募要項を使って事業者の募集をするのを、基本構想と申しますか、ここで事業計画という形になっていますけれども、事業計画の策定前に、もしくは策定の最初の段階で事業者が決定して経営計画が示されていなければ、この建物をつくっていいかどうかの可否が判断できないと思うのです。もちろん今計画の中では、アンテナショップをつくるということで計画は進行しております。しかし、だれがどんなふうにするかわからないものを建てることはできません。また、この公募要項を作成して、こ

れを黒字で継続性をもって運営できる業者が果たして手を挙げるのか、そのことを見極めないで事業計画を立てることは、私はできないと思っております。ですから、そういった意味で、もう公募要項がまだ全然考えられていないということが実はこの計画の遅れでありまして、これを速やかにつくって、まず事業者を確定すべきだと思います。ほかのものについては、それぞれ私どもの頭の中にも地元スーパーであるとか、大手のドラッグストアであるとか、町が運営するものとか、担い手が見えております。これだけが担い手が見えなくて、前回もそういうふうにお話ししましたがけれども、見えていない状況で、事業計画をつくり上げるということは、私はそもそも大変な間違いだなと判断しておりますので、ぜひその時期をどこでやる考えなのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 時期に関しては、今進めるにあたって協議会、建物の中の一つにチャレンジショップあるいはアンテナショップ、これらをつくろうとしているわけでありましてけれども、これは町民アンケートの中でも希望が出てきたものでありますから、それを組み入れていこうということで進めているわけです。

内容的には、確かに議員がおっしゃるとおり事業者を決めてからその建物をつくっていくということももちろんあるかと思っておりますけれども、一応これぐらいのものということで要件の中に入れて、それに合わせた面積の中で開発事業者のほうでイメージを湧かせて、そして提案してくると。そして協議会の中でもそこが議論されていくということになっていくと。そして、そのコンセプトがつくられていくのではないかなというふうに思います。

このアンテナショップがなかなか難しい部分というのは、たくさんもっていると思います。方向性としてコンサル、何回もお話ししましたがけれども、ふらのマルシェ等々にも関わってこられたコンサルでありますけれども、そこがこれから一緒に知恵を貸してもらいながら作成していく形になりますけれども、そこから出てきている、現段階で考えていること、アンテナショップをつくる上で考慮しなければならないことということで、幾つかお話が出てきています。その一つは、多くの来客数が見込めることということで、そういう立地であることが一つ大事ですと。それからマネジメントの

人材が優れていることということも大事な要素になりますと。売り場の管理能力だとか、商品開発力、発掘力、それからプロモーション力、こういったもの。それから人的管理能力だとか、こういったものも必要とされてきます。

三つ目には、収益力のある商品があることが大事ですということで、いわゆる稼げる商品、これが必要でありますということで、地元の特産品については委託販売で薄い手数料収入であったり、買い取りでも利益率が低いことが現実には多い状況にはありますけれども、そういう稼げる商品を確保していく必要があります。

それから四つ目として、これは多分大事なことだろうと思いますけれども、行政の支援があるということ。特産品の開発、販売については、町の産業振興の一環でもありまして、行政の役割の一部とも言えると思いますということで、こういったことに対して金銭的支援、あるいは人的支援、プロモーション支援、こういったことなど行政の支援が必要ではないでしょうかということでもあります。幾つかほかの町村の例もいろいろ関わっているようでもありますけれども、年間に60万人以上の来客があるところであっても、なかなか特産品特有の薄い利益率というか、そういった委託販売の商品の存在だとか、安売りだとかということで、なかなか黒字になっていかないという実例もあげながら、先ほど言いました4点、こういったことを募集の中で考えていくような方向で受けておりますので、具体的には、うちの担当の部署と、そのコンサルも含め協議をして、そして協議会の中でも提案させていただきながら、それがもまれて、こういうことでいこうということが出来上がってくるのだろうというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 今、町長からもお話があったように、大変厳しい条件をクリアしなければ、このアンテナショップを立ち上げることができないということなんです。だからこそ事業者を決めてきちんとした経営計画がある中でやっていかなければ、本当に箱をつくって空っぽということもあり得るということで、私は今日質問させていただいているわけであります。

今、町長からお話がありました4点、来客数については、ここは年間40万人ぐらい通る道路だと思いますけど、動線を確保しなければ、その中から10万人でも来るかど

うかはわかりません。マネジメントの部分については、それこそ今公募するわけですから、そこで判断され人が来るかどうか。稼げる商品については、前回、3月の一般質問の中で、私が近隣の町村のことを調査した結果をお話したように、野菜を中心にしたり、それからふるさと納税を中心にして展開しているけれども、やはり津別のアンテナショップの目玉は何になるんだと。今そうしたものは、ほかのところももう担当しているので目玉にしきれないだろうというお話をしましたので、これも探していかなければいけない。

あと行政の支援については、将来負担となる部分は町民の最も嫌がる場所であります。町民の皆さんは、確かにアンケート調査の中で38%の回答率で、アンテナショップが欲しいというふうに回答しておりました。しかし、このアンテナショップが欲しいというのは、一体、津別の特産品を買う場所がないから、そういう場所があればいいということなのか、それとも津別の特産品を楽しめるアミューズメントの場が欲しいということなのか、その辺の分析をしていかなければいけないと思います。単に特産品を並べて、冷凍庫や販売台を並べておけばいいのか、それとも、そこでいろんな飲食や入れかわり立ちかわりイベントが行われて、津別の特産品のPRを含めて何か起きるような、そういうわくわく感を期待しているのか、そうしたこともきちっと判断していかなければいけないと思います。

それから、町民の希望が一番人気だからといって行政がそれを全部実現していたら私は大変なことになると思います。やはり町民の皆さんの希望はあるけれども、町として将来を考えたり、財政を考えたり、自分たちの能力を考えたときに、ここまでは皆さんの希望を実現できるだろうと。例えば、特産品が買えないという望みに対してだけは応えようと。今現在はなかなか私が流氷牛を買おうとしても、時期、時期にはチラシが入ったりもしますけれども、現在もJAさんがやったりもしていますけれども普段は買えません。ですから、こういったものを地元のスーパーに委託販売してもらったり、それからさんさん館でやっているのか、どこで動くのかはわかりませんが、そうしたような形で地元の特産品が気軽に手に入るような形は、多少お金を使ってでもやろうと。しかし、アンテナショップほど大がかりなものではないという判断もあるかと思えます。現実には、これは事業者が応募して来なければできないわけ

ですから、そうした施策に方向転換しなければならぬことも出てくると思っております。そうしたこともぜひ考えた上で、この事業を進めていただきたいと思います。

また、候補を作成する中で、やはりいろんなことを考えていかなければいけないのですが、ぜひ地元との話し合いはしていただきたい。例えば飲食と物販をやっていくわけですが、地元のところとバッティングはしないのか、例えば特産品の飲食業をやった場合、じゃあ特産品の料理メニューばかりだから、その飲食の場にはラーメンはないのか、そばはないのかという、やっぱりそうしたことは採算性をあわせてつくっていくことになると思います。そうした場合、当然、今地元の経営をしている飲食店の方とバッティングすることになります。そうした方の意見や調整も含めてやっていく中で公募要項を作成していかなければいけない。それは本当に遅れていると言ったらなんですが、まだまだ時間のかかる作業なんです。そうしたことを置き去りにして、この計画を前に進めることはできないと思っておりますので、ぜひそのところをお考えいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 特産品の関係は、やはり地元で愛される地元特産品の売り場、これを求められていたと思っております。それに基づいてそういうものをせっかく商業施設ができる中で配置していきたいという考えであります。そういうのが町民要望の一つとして出てきて、それに対応しているわけでありましてけれども、議員のおっしゃるとおり、全ての町民の要望というか、いろんな要望が出てまいりますけれども、それを全部行うということはなかなか至難の業だというふうに思います。もちろんよく住民目線と言われるわけですが、住民の方の目線もさまざまな目線がありますし、一方で行政からの目線もあります。議員からの目線というのも当然あるかと思っております。そういったことを、まずは住民から希望が出ていることというのは、これは必要条件だと思いますけれども、そこで行政として、そして議会として、それが十分条件として成り立つかどうかということも、これから議論を進めたいと思っておりますけれども、議員がおっしゃるとおり、なるべく早いうちにそういうものをつくっていききたいというふうに考えております。そのように担当のほうにも指示をしていきたいと思っております。当初はやはり、まちづくり会社がありましたので、その期待すると

ころが非常に多かったわけでありますけれども、なかなかそう簡単に事業展開に進めていくと、今大分盛り返してまいりましたけれども、もう少し力をつけるには時間がかかるのかなというふうにも思います。それらのところも、ずっとだれかがアンテナショップで入って、その人がずっと対応するというのではなくて、かわるがわる入って来るということも当然形態の一つとしてあり得ると思いますので、そういった要項の作成について、コンサルの協力を得まして、なるべく早期につくるような形で手配をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 先ほどの山内議員の一般質問の中で、協定と言いますか事業計画を含めた基本構想のようなものは、本当は来年3月末だったのですが、新年度の早い時期にまで現在延びているということで答弁なさったのだと思いますが、今回は、後ろが決められているわけではありませんから、このコロナの影響もありましてスケジュールが遅れ遅れになっていくことはあるかと思っております。スケジュールを遅らせてでも、ここはきちっと私は結論を出して前に進まなければいけないところだと思います。今議会の中で、例えば早い時期というのは6月、7月を想定されていたのが、例え10月になっても、この部分の担い手をだれにするのか、どういったコンセプトで行うのか、そうしたことをきちんと決めて、そして前へ進まなければこの基本構想が完成には至らないというふうに、そこは、私は議会議員としてきちんとチェックをしていきたいなと思っておりますので、ぜひこの件については、そのように努力して進めていただきたいなと思っております。

次に、今後の進め方ですが、ちょっと先に一つ確認したいのが覚書の部分で、まず協議がなされて、協議後、覚書を交わす前の段階で協議会と特別委員会に示して、そこに了承というか賛同をもらって覚書を出すという順番になるのか、同じく協定書のほうはそういう順番みたいになっていたのですが、覚書も同じ順番なのか、まずお答えいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） あくまでもプロポーザルの実施要項のほうにも

書かれているところですが、覚書につきましては事業者が決まってスケジュール的なところとか多少の事業の進め方を協議して、そこで問題なければ締結ということになりますけども、基本的には示しているものですので、早期に結びたいとは考えていますが、特別委員会の時期に事前に示したいと考えています。ただ特別委員会があまりにも開かれないようでありますと、ちょっとその辺はなるべく事業を早く着手させたいというのがありますので、ちょっとその辺は委員長含めてお話していきたいと思っています。

協定書も同じような形ですけども、これは非常に契約書に近い中身だということですので、中身的には事前にこちらはしっかりと示していきたいとは考えているところがございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 私は、特別委員会の委員長でありますから、特別委員会を私の一存で開くというわけにはいかないですけども、当然、特別委員会としては、それはチェックしていかななくてはいけない事業だと思いますので、議員の皆さんと相談して事前にチェックできるようにしてくのが当然だと考えております。今後の進め方の中で、覚書については当然決まった業者と交わして事業を進めていくんですけども、問題は協定書の締結に至ってしまうということは、その時点で構想というか事業計画のそういったものがある程度固まって引き返しができない、それこそ先ほどのお話じゃないですけども引き返しができない、部分修正はできても。だからそこまでに骨格の修正や、例えば部分的な取り消しだとか、部分的な考え方の変更だとかいろいろ出てくると思います。例えばさっき言ったように、それこそくっついているやつを分けるという話になるのかもしれないし、そうしたような変更が効くのは、この覚書を交わしてから協定書が作成されるまでの期間だと考えております。それは、その時点で変更するのはなかなか難しいという考え方もありますけども、今まで私どもがしてきた話し合いのルールの中では、そこでは当然、そういった町民の意見やいろいろな審議会や議会等の意見を聞いて、計画の変更、見直しもあるというふうに、今まで町長はお答えになってきましたし、私もそのつもりで進んできましたので、その部分がこれから本当に大変な時間の使い方になるのかなと考えておりますが、再

度確認いたしますが、そういった考えで間違えないのかお聞かせいただきたいと思
います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そのようなことで進めてまいる考えです。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 最後に事業予定者等の説明会の関係ですけれども、
プロポーザルの素案が示されるわけですけれども、今のスケジュールの中では、10月
に素案というか説明会が行われるのですけれども、その時点で全く提案されたものが
採点基準でいったら60点をクリアして65点だったとします。そのまま65点のものを
出すのかという質問に対して、多少70点なり75点なり、再生計画協議会の意見を踏
まえて多少修正したものを出すという答弁だったのですけれども、ここで事業予定者の
説明会の中で、いろんな町民からの意見が出てきたものをどのぐらいのスパンで折り
返して新しい意見を反映させたものを出してくるのか。それから町主催の町民説明会、
これと事業者の説明会、これの関係性、どっちが重きをなすのかというようなことと
か、それから順番について考えがあればお聞かせいただきたいと思ます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 説明会の関係でありますけれども、大店法の関係、法的なもの、
その説明会がまず開催されることになります。その結果を受けまして推進協議会と事
業者、具体的配置図だとかそういったものを出してもらって、そして2回目、その前
に特別委員会が開催されるような形になるかなと思ますけれども、そういった推進
協議会と事業者で具体的な配置図ができたものをまた説明をするという形になります。
そして最終案をまとめて、また特別委員会に提示をいたしまして、3回目の説明会、
それからパブリックコメント、推進協議会で確定というスケジュール感になっていく
のかなと思ます。

実施設計がその後ありますけれども、それが完成すれば、もう一度説明会を開くとい
うことになるかと思ます。先ほど言いましたように4回程度になるかなというふう
に思われます。ただ、3回目の説明会、それからパブリックコメントがたくさん寄
せられるということになれば、その結果を受けてもう1回、5回になるということも

あるかなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 来年の3月末になるか7月になるか10月になるか、その時期によってまた回数も変わってくると思います。やはり2月の第27回の特別委員会の中で、多くの委員の中から、やはりもっと町民の意見というか声を聞く機会を設けるべきだという意見が出て、3月初めに町民説明会を開催しようとしたところ、このようなコロナ感染防止対策ということでなかなかそれが開けないわけですが、やはり会議が開けるようになったときには、今までの分も盛り返すというか、できるような、住民に対する説明を心がけていくべきだなと考えております。やはり町民の皆さんに、もちろん100人いたら100の方が賛成というものをつくるのはなかなか難しいですが、やはり多くの方の理解を得られるような形でこの事業を進めていかなければならないというふうに私は考えておりますので、ぜひそうした理解を得るチャンスを多くつくっていただきたいと思います。合わせてこのところで11月から町長主催のまちづくり懇談会が開催されるわけですが、このところではこうしたことを議題に扱っていく考えなのかどうか、またその意見を取り入れることのチャンスは何回ぐらいのその後の説明会と合わせてあるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 本当はコロナがなければ皆さんとの意見交換の場所というのは設けられていたわけですが、こういう状況になってきましたので、それでご承知のとおり広報に挟んで、かなり詳しい内容でまちづくり懇談会だとか町民の集会、説明会を開いても多くの町民の方が来られるという状況ではありませんので、それできるだけ全く知らない方も恐らくいるのではないかなと思います。町を歩いていても、「今度、あそこに何が建っているの」と聞かれることもあります。今役場を建てているんだという話を何回か受けたこともあって、本当に伝わっていないところには伝わっていないという感じを受けているところでもありますけれども、全ての皆さんが集まって来るということは、まずあり得ない話だと思いますけれども、ものを書いて配るということによって、読んでもらえる、読んでもらえないはありますけれども、大

体のことはわかっていただけるということを意識して、担当のほうで私はなかなかい
いでき栄えだったなと思っているのですけれども、配布をして進めているところです。
今後については、また収束といいますか落ち着いてくれば、そういう機会は当然設け
なければなりません。ただ冬になるとまた第2波が来るようなお話も専門家の間では
言われておりますけれども、何とも言い難いところがありまして、今年もまちづくり
懇談会の14回目、自分の頭の中では想定しているのですけれども、その時期に再び北
海道で猛威を振るうということになれば、また可能性としてはなくなっていることも
あり得るかもしれませんけれども、頭の中では進めてまいりたいというふうに思いま
す。

今現在、自分の頭の中にあるのは、山内議員さん、それから佐藤議員さん、それか
ら町民の方たちが関心をもたれている、このまちなか再生整備計画のお話にも当然な
るのですけれども、過去の住民満足度調査の中で三つほど6割に達していない項目が
あります。その中の一つに財政のものがありまして、町の財政、ここはやっぱり今回
14回目になりますけれども、中心的に議題として、これは返済の関係だとかさまざま
入ってきますので、これだけではなく町にはさまざまな行政負担だとか、行政費用を
要していますので、それらを含めて財政中心にお話をさせていただければなど今思っ
て、関連しながらこの部分にも触れていきたいと思っています。

その後また町民の説明会をどういう形でやるかというのは、今ちょっとこの時点で
は申し上げられませんが、とりあえず冬に向けて進めてまいりたいと思ってお
ります。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 今、先ほどの山内議員のときにも出てきました自
治会日より、ああしたものも私も見させていただきました。今この複合商業施設の事
業建設を進めるにあたって、小さな疑問がいっぱい出てきていることは私の耳にも届
いております。もちろん大きな疑問という方もいらっしゃいますけども、やはりそう
したものを解消せずに前に進んでは禍根が残るのではないかなと思っています。その
ためには、やはり対話が重要なんだなと考えておりますので、ぜひ今後とも町民の皆
さんと話す機会をつくっていただいて、そして一人でも多くの人に理解いただく、納

得いただける建物をつくれるように、議会としてももちろんチェックしていき、だめなものだめと言い、了とするものは了として進めていけるように、私は議会議員として、この建設計画を見守っていくというか、監視していきたいと考えておりますので、ぜひともお互い知恵を出して、町民の皆さんに応えられるようにしていきたいと思っておりますので、その辺については町長も同じ考えだと思いますが、いかが考えますか、お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私も全くそのように考えておりますので、できる限り説明をしながら前へ進んでまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩といたします。

昼食休憩 午後 0時 3分

再 開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

次に、5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） 〔登壇〕 議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告をいたしました質問をさせていただきたいと思っております。

テーマは債権の放棄についてであります。今年3月の定例会におきまして、町営住宅使用料及び水道料金の権利の放棄というのがなされました。債権は町の財産でもありますし、また、その使用料等は維持費ですとか建設費用ですとか、そういったものにも充てられるということで、負担の公平性という意味からも慎重に進めるべきではないかと私は考えます。

そこで次の点について質問させていただきます。まず1点目ですが、債権放棄をした案件というのはどのくらいあるか。過去5年でお願いしたいと思っております。民法の169条が適用されるということなので、消滅時効が5年となっておりますので、過去5年ということにしておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

次に、二つ目、時効の中断をするために、どのような取り組みを行っているのかお

伺いできればと思います。

三つ目ですが、債権放棄の基準というのはどうなっているのか。また、最終決定者はどなたになるのかお答えいただければと思います。

4点目ですが、町営住宅入居者選考委員会の活動内容と実績というのはどうなっているのかお答えいただければと思います。

次に、五つ目ですが、利用者が経済的に困窮した場合のセーフティーネットというのはどうなっているのかをお答えいただければと思います。

最後に、それらを踏まえ今後の対応について、町はどのように考えているのかお答えをいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 高橋君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、債権放棄についてお答えを申し上げたいと思います。

はじめに、過去5年間における債権放棄の件数についてでありますけども、町営住宅使用料については、本年3月定例議会において議決をいただきました1件のみであり、水道料につきましては、平成29年度に1件、それから令和元年度に2件の債権放棄を行っております。

次に、時効中断の取り組みについてですが、一部納付または分納誓約により債権の承認を求めまして、徴収金の残部分について時効中断の効力をもたせているところです。なお、こういったものに対する裁判はこれまで行ったことはありません。

次に、債権放棄の基準と最終決定者についてであります。町営住宅使用料、水道料とも民法に基づく時効整理でありまして、債権放棄の条例を制定していません。これまで個々の事案により対応しており、債権の回収が今後見込めない場合において、既に時効が成立しながらも援用のないものについて、債権の放棄を行ってきたところです。なお、債権放棄の最終決定者は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めますので、提出者である町長となります。

次に、町営住宅入居者選考委員会の活動内容と実績についてですが、「津別町営住宅の設置及び管理に関する条例」第10条によりまして、民生委員と識見を有する者で構

成する入居者選考委員会を設置し、応募者が公募数を上回り選定が困難な場合、委員会に住宅困窮度の判定と入居者の選定を諮問することとしています。委員会の開催については、平成 28 年 3 月以降これまでありません。

次に、利用者が経済的に困窮した場合のセーフティーネットについてですが、利用者が経済的困窮などにより、住宅料の支払いが困難になった場合は、先の条例第 17 条により、家賃の減免または徴収猶予を行うこととしています。また、3 カ月以上滞納が続いた場合は、連帯保証人にもその旨通知いたしまして対応を求めることとしております。

次に、今後の対応についてですが、町営住宅使用料、水道料とも滞納が発生しないよう適宜督促を行っているところですが、滞納となった場合は、これまで同様、債権の存在を認めさせることにより時効とならないよう努めてまいる考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 5 番、高橋剛君。

○5 番（高橋 剛君） [登壇] 今、一連の質問についてご答弁いただきましたけれども、まず一つ目の件数のことですけれども、近隣の町村、美幌町と大空町にお伺いをしたのですけれども、これは住宅に限った話ではあります、大空町は昨年度はなかったということで、特筆すべきは、やはり美幌町さんではないかなと思います。平成 25 年に債権管理条例を定めまして、これ以来、平成 25 年に 1 件あるだけで、それ以降ずっとゼロということでした。平成 25 年の 1 件も条例を定めるにあたって一度整理しなければいけないということで 1 件整理はさせてもらったけれども、それ以降はないということでした。これは、さまざまな事情がございますので、一概に言えないところはございますけれども、人口からやはり考えても津別の場合は先ほどもご答弁にありましたけれども水道で平成 29 年に 1 件、令和元年に 2 件、今年、住宅で 1 件ということで、若干やはり多いのかなという印象を持ちます。

特に、今年の 3 月、債権放棄した案件では、やはり単体ですけれども 1 件で 20 万円を超えておりますので、家賃が幾らというのはわかりませんが金額としては少ない額ではないので、少しやはり多いのかなという印象をもったところでございます。

この件数の状況を踏まえまして、やはり質問の二つ目でお話をさせていただきますし

たけれども、どのような取り組みを行ってきたのかということが重要になるのかなと思います。前回の定例会でご説明いただきましたけれども、昨年3月に債権者にお会いしているということでもございましたが、その時に会った感触で、無資力に近い状態で、なおかつ時効の援用も困難な状況と判断し権利の放棄をしたいというご説明がありました。

しかしながら行政のやるべきことというのは、この人はさすがに難しいかなというのはとりあえず置いておいても、まずやるべきことは債権の回収ではないかなと私は思います。

先ほどのご答弁にもございましたけれども、訪問時に、とりあえず時効の中断ができたのではないかなと私は考えます。先ほどのご答弁で一部納付または分納誓約という形で債務の承認を求めてということがございましたけれども、とりあえずそういうことができたのではないかなと思います。

ここで一つ、私の認識と町の認識があっているかどうか一つお伺いをしたいのですが、そのような状況であってやるべきことをやった上で時効を中断するとか、そういうやるべきことをやった上で、債務者の事情、こちらのほうを考慮して、町がイニシアチブを最後までとって物事を進めるべきなのではないのかなと私は考えます。この考え方、町長は同じでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 直接的には、そのこのセクションの町営住宅であれば建設課、水道もそうですけれども、ご指摘の2件につきましては、そういう形になるのですけれども、その職員が電話なり、あるいは訪問なり、そして台帳に書き込んでこういう話があったということ、そして監査委員の方にも見ていただいて、そして最終判断をして、これは資力がないと、このままでは徴収できないというようなことで、そしてやむを得ず議決を求めて債権を放棄したいということで、これまで進めてきています。

件数の大小については、それぞれの町で、そういう方が多くいるかどうか、これは人口比の問題ではなくて、そういう困窮している方がおられるかどうか、あるいはそういう方が転入されてきたとか、そういうさまざまな要素があると思いますので、

一概には申し上げられないかなと思います。いずれにいたしましても、それぞれこれまで同様、手続きを踏まえながら話し合いをもって、そして状況を判断して債権を取り扱っているという内容です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] おおむねやはり町としても、今のご答弁ですと、主体的に町のほうが進めていくというご答弁だったかと理解いたしました。今、そのお考えをお聞きして、一つご提案がございます。最初のご答弁で基準はないと。債権放棄に関する基準は定めていないということでしたけれども、我が津別町においても条例にするか、もしくは内部の内規のような程度にとどめるかは別にいたしまして、やはり債権放棄の基準を設けてみてはいかがかなというご提案でございます。これがあれば、担当者の主観が入りにくく、債権放棄の公平性が担保されるのではないかなと私は考えます。

例えば、見る人によって生活の苦しさですとか、困窮しているぐあいというのは、若干違ったりすることもあるのかなという思いもございます。それが、例えば一つの基準を設けるような形において、そういうものが存在をしていれば主観が入りにくく、また担当者もやりやすいのかなというような気がいたします。もちろんこれをやるためには、債権を放棄するのが前提ではなくて、債権回収に全力を尽くすということが前提なのですが、この基準をつくるということを検討してみると。このことに対して町長はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 債権の基準でありますけれども、これは町村によって債権管理条例というのを設けたり、債権管理規則ということ設けられているのは管内にも幾つかあるというのは承知しているところです。結論から言いますと、今、私の将来どうなるかはわかりませんが、特に必要はないのではないかなというふうに思っています。主観が入らないようにということでもありますけれど、例えば失踪だとか、いなくなってわからなくなったりだとか、それからお金の収入の面だとか、そういったものも関連の福祉の関係だとか、さまざまところからも聞きながら、やっぱり判断をしていくこととなりますので、従来どおりそういうことはきちんとされていると

思います。

条例でそういうものを設けますと、ところによって違いますけれども、その条例に基づいて、この人の債権を放棄しましたということで、決算で報告するだけということになってくるところもありますし、議会に報告するという内容にもなっています。今、津別町がやっているのは、議決を求めています。これで債権を放棄することによってよろしいかということで、議案として出して、それに対してご意見をいただいて議会の議決を得る。よろしいということで判断がされれば、それに基づいて債権を放棄するという内容で、議論をすることになっております。その方法のほうがいいのではないかと考えています。条例に基づいて債権を放棄しましたとなると、何となくですけども、放棄がやりやすくなるような、そういうふうにも見えてもちょっとまずいのかなと思いますので、議決をもらって放棄をするという形で津別町としては考えていきたいなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 今、基準をつくらずに、今の状態のままのほうがいよいのではないかということで、町長のほうからご答弁がございました。そうすると、ここでまた一つご提案というかお願いがございませけれども、そういたしますと、債権を放棄するにあたって、どのようなアクションを行政のほうにとり、その結果として、これだけのことをやったんだということを議会のほうにも示していただければと思います。

例えば訪問の記録ですとか、そういったようなこと。プライベートの問題もあるとは思いますが人の名前云々ではなくて、例えば訪問をした回数ですとか、具体的にどのような債権を回収するために役場がアクションを起こしたのかということはお示ししていただけるものなんでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 前回の、3月の議会の議案がありますけれども、ここで見ていただくとおわかりのとおり、全部名前が出ています。誰の分の幾らということで、そして債権放棄をした理由も添えて提出させていただいています。それに基づいて議案の審議をいただいて、よろしいということになれば、これが可決されるということ

になっておりますので、あと必要な部分については、この議案が提出されたときに何回行ったのかとか、さまざまなことが疑問になる点がありましたら、この議案の中で質問を受けるような形になっておりますので、そのように理解していただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] すみません。私もちょっと勘違いしていて申し訳ございません。名前の部分まで忘れておりましたが、わかりました。

それでは個別の案件、出てきたときに、それらも全て質問でということですので、そのような対応をさせていただければと思います。

次に、セーフティーネットについて質問をさせていただければと思います。

セーフティーネットに関しましては、利用者の経済的な状況が変化をした場合、重要な役割を果たしているのではないかなと感じております。聞くところによりますと、これは町営住宅の場合ですけれども、敷金3カ月分必要なんです。3カ月というと、民間では店舗ですとか、ちょっと高級なマンションですとか、少し高目のところでないと敷金3カ月分というのはほとんどなくて、学生さんが借りるようなところだと、1カ月、2カ月が非常に多い。ほとんど1カ月が多いのかなという気がしますので、3カ月分預かっていると、これは非常に心強い一つのセーフティーネットだなと思いますし、システムの的にも優れているのかなと思っております。あと連帯保証人もとっていらっしゃるということで、それもぜひ継続していただければと思います。ただ、ここで一つ疑問に思いますのは、退去時の精算において、ちょっと法律的なことが今は不勉強で申し訳ないのですが、保証人から未払い分の補填を受ける、こういうことはできないのだろうかという点でございます。それがあれば、先ほどもございましたけれども、連帯して保証をすると。連帯保証人になっておりますので、そこで精算していただければ時効にかかるような債権というのは発生しないのかなという気もいたしますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 内容的に担当のほうで話があれば後で補足してもらいたいと思いますけれども、基本的には、先ほど言いましたとおり津別町営住宅、住宅料で言

えば、津別町営住宅の設置及び管理に関する条例、これに基づいて、さまざまなことが取り決められておりますので、これに基づいて行うということでもありますので、ご承知願えればと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） こちらについては、もちろん退去時に敷金からの充当を優先した上で、まずは本人とお話をさせていただいております。その上で、納付がいただけない場合には連帯保証人に支払いを求めて、支払いを受けたケースが実際にございます。ただ実際には、連帯保証人自体も生活が困窮している等々の理由がありまして、あと債権が高額になってしまうと、支払っている最中に連帯保証人が亡くなってしまふといったケースもありまして、徴収に至らないケースが幾つかございます。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 実態を今お聞きしました。保証人に関しては、保証人のちょっと言い方は悪いですけど、保証人の管理も必要なのかなというところはあるのかなと思います。そうすると先ほどからいろんなお話をさせていただいていますが、債権を放棄するような、水道料は保証人という制度がないので別なのですけども、町営住宅に関しては少なくともそこで止めれば滞納する債権は出てこないのかなと思いますので、ぜひそのあたりも一度検討していただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あとは、最後の部分ですけども、今後の対応につきまして先ほどご答弁を町長のほうからいただきました。先ほども申し上げましたけれども、美幌町さんが非常にこういう債権の放棄というのが非常に少ないという実態がございまして、担当者の方に、これは何か行政として特別に取り組んでいることはあるのでしょうかということで質問をしてみました。しかし、美幌町さんは特別なことは実は何もしていないというお答えでございます。ただ、折を見ていろんな制度ですとか、そういうのを説明しながら、苦しくなったらこういう制度もある、こういうセーフティーネットがあるということでコミュニケーションはとるようにしているというお話でございました。あと、この質問をするにあたって、いろんな自治体を見せていただいていたのですが、

群馬県の伊勢崎市とかレポートでちょっと古いのですが、こちらのほうは非常に担当者のレポートの内容を読ませていただきましたけれども、非常に民間並みの厳しい取り立てといたしますか、夜討ち朝駆け状態で非常にやってらっしゃるところがあって、その中で印象に残ったのが、最初のうちは滞納者のところに行って払ってくださいますかと言えませんでした。何回も行っているうちに、なぜこの人は払えないのかというのを考えるようになったと。そこでいろいろお話を聞いていると、例えば国ですとか自治体の制度を知らずに非常に生活が困窮しているのに生活保護を受給していなかったり、これは古いレポートなので今は制度が違うかもしれないのですが、児童手当を受給していなかったり、公的にもらえるお金をもらえなかったり、そういう方が非常に多いという実態があって、そういった方々を、今度は全然関係ない部署なんですけど、今度、保健福祉とかに連れて行って、それで制度を理解してもらった上で収入を増やしたりとか減免をしたりということできざまな取り組みをされているというレポートが載っておりました。その中でも美幌町さんと同じで、やはりコミュニケーションをとらないと本当のことを滞納されている方は話してくれないので、そうしないと収納も進まない。伊勢崎市の場合は非常に人口規模も全然違いますし、また裁判も辞さないという姿勢でやっておられるということでもありますので、一概に比較はできないのですけれども、大事なのは、やはりコミュニケーションが非常に重要なのかなというお話をその中でもされておりました。これは美幌町さんと共通するところもございまして、ぜひとも津別町でも担当の方、いろんなことでやられていると思うのですけれども、より一層進めていただければありがたいなと思います。

最後に、意見を申し述べさせていただきますけども、受益者が利用料金を負担することは、私は当然と考えております。さまざまな事情があろうかと思えます。そんな中で一番重要なのは、まじめに支払いをされている利用者の方に不公平感ですとか不満を抱かせないことだと私は思います。債権放棄ゼロを目指して、いったんゼロになったら、それを継続していただけますよう希望したいと思っております。

町長、最後に何か一言あればお願いしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 債権の関係で、いわゆる滞納をされている方に対してコミュ

ニケーションをもつというのは担当のところでしっかりとされていると認識しています。その中で、例えば、そういう状況があれば生活保護を受けたほうがいいのか、そういうことも福祉サイドとも多分協議をしながら、そういう場合には、そういうお話もされているというふうに思っています。

条例をつくってやっているところの中には、例えば、そういう滞納をされている方については町からいろんな補助制度がありますけれども、それは一切該当させないというところもありますし、あるいは公営住宅には入れませんというようなことをその条例の中でも決めている町もあるようでもありますけれども、なかなかそこまでは厳しかないと考えているところではあります。

また、もう一方で、簡単に債権を放棄してしまうということになると、これはまずいことだと思います。最近の判例、動向を見ますと、簡単に債権放棄してしまうということは、今日おられます監査委員さんのみならず住民監査請求により怠る事実ということで訴訟が起きるということも十分考えなければならぬと思います。ですから、債権を放棄するにあたっては、この方のこれだけのものをこういう理由でということとで議案として出して、そして審議をいただいて、そして了解されて、その行為を行うということに今後ともしていきたくて考えております。

○議長（鹿中順一君） 次に、2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ただいま議長に発言のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねいたします。

一つ目の質問、町有施設の有効利用についてであります。

活汲小中学校の閉校後に、町内の木工品加工展示施設として事業を展開していただいたり、本岐小学校閉校後に介護施設として事業展開していただいているなど、当初の役目を終えた町の施設を有効活用することは、景観を維持管理できたり、雇用を生み出したりと賑わいを創出することになり素晴らしいこととあります。その反面、倉庫としての利用しかされていない施設もあります。

そこで、次の点について伺いたいと思います。町が所有している当初の役目を終えた施設で、新たな利活用がされていない施設の詳細について、また、どのような施設があるか、耐用年数・耐久年数は把握できているか、活用検討中のものがあるか伺い

たいと思います。

次に、今後の有効利用についてどのように進めていくのか。空き家バンクに登録して道内外に周知する考えはあるか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 小林君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、町の町有施設の有効利用についてお答え申し上げたいと思います。

はじめに、町が所有しています当初の役目を終えた施設で、現在利活用されていないものでありますけれども、学校関係では旧二又小学校、旧本岐中学校、旧相生小学校があります。

旧二又小学校につきましては、築 65 年になり耐用年数は既に経過し廃屋状態になっています。現在、この建物の一部を付近の農業者が農機具車庫として使用していますが、将来的には解体する方向で考えています。

旧本岐中学校につきましては、築 52 年でこれも耐用年数を経過していますが、現在、体育館は郷土資料室として、校舎部分は道路関係の物品や書類等の保管庫として使用しています。

旧相生小学校については、校舎は平成 3 年に新耐震基準により新築され、平成 26 年に耐用年数を迎えています。現在その一部は避難所として確保しており、また、ネオフォークの相生ワンダーランド構想にも位置付けられていますが、まだ具体的な動きはありません。なお、屋体についても平成 26 年に耐用年数を迎えたところでもあります。

また、同じ相生地区には、かつて開発局から払い下げを受けた旧除雪ステーションをふるさと留学のための寮として使用していた建物があり、ちょうど今年が耐用年数の年となります。再利用するとなれば、屋根を含め相当な改修費が掛かると思われます。

保育所関係では、旧活汲保育所と旧本岐保育所がありますが、いずれも耐用年数を経過しており、旧活汲保育所はKニット津別工場のミシン置き場として利用されていますが、旧本岐保育所につきましては、一部地区老人クラブとして活用されていましたが、現在は使用されておられません。

21世紀の森学習展示館については、木材工芸館「キノス」のオープンとともに閉館となり、耐用年数はまだありますが、防寒仕様でない建物のため冬季の使用に課題を残しているところです。

これらの施設については、これまでさまざまなアイデアが出されたところですが、現在のところ具体的に活用するまでには至っておりません。

次に、遊休施設の有効活用につきましては、最近の例として、旧本岐小学校を介護福祉施設に、旧活汲小中学校を地元木工会社の製作、展示、販売施設として活用されていますが、これらは行政としてアクションを起こし成果を上げた例であると考えます。また、ボーリング場、郷土資料館、旧Kニット津別工場などとして使われてきました老朽化した大型施設は、現在、解体し跡地に消防庁舎を新築しているところがあります。

施設の再利用には、単なるアイデアでは前に進まず、実現に向けてはタイミングと相当のエネルギーを必要としますが、今後とも「津別町公共施設等総合管理計画」に沿って対応していく考えであります。

なお、これらの施設の空き家バンクへの登録につきましては、公共施設のためなじまないものと思いますので、全国から公共空間の情報を集め、それを買いたい、借りたい、使いたいという住民や企業とマッチングする「公共R不動産」というウェブサイトがありますので、こうしたところに登録することも検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] 今、答弁を伺いましたけれども、やはり耐用年数が過ぎた施設というのは、大変な改修費用等がかかりますので厳しい現状があるというのも理解しております。

しかしながら、まだ耐用年数の残っているところ、キノスがオープンするに至りまして、空きました21世紀の森学習展示館などは、まだまだ利用ができるのかなと感じるところであります。しかし、先ほど町長にご答弁いただきましたように、非常にさまざまなアイデアが出されたと思います。旧活汲保育所跡も閉所後に、あそこにポ

ボルダリングが東京オリンピックのときに採用されるということで、あそこにボルダリングの施設があったらいいなど、近くに公園がありますので、雨の日でも使えるように全天候型の砂場にしたり、子どもたちが遊べる施設にしたらいいねという案もございましたけれども、ボルダリングの施設でいいますと北見にも出来ましたし、美幌にも今年の冬にボルダリングするところが出来る予定であります。屋内型の子どもたちが遊べる場所もキノスがオープンしたということもありまして、とてもじゃないけど活汲保育所を改修しても使えないねといったような、そのような経緯もございます。そのような中で、本当は町の企業等が入っているような起業をしていただけたらありがたいところですが、やはり町だけの需要では追いつかないのかなと感じるところでございます。

今後の有効利用ということでございますけれども、今、本岐の介護施設また活汲の小中学校を地元木工会社の製作、展示、販売施設として活用されているというお話を聞きました。ここは非常に活汲小中学校が閉校したときに、この跡地の利用というのは非常に活汲の住民の関心が高いところでありましたけれども、実際に小学校のほうは耐震化工事をしたばかりで、賃貸というのはできませんけれども、無料貸し出しというところがございますけれども、かわりに中学校のほうでしっかりと毎月使用料を払っていただいております、町としても収入があり、地元としても景観が非常に見栄えもよく整理されているところでもあります。

また、雇用も創出していただいております。このように地元の企業が入っていただけるのが一番ありがたいところではございますけれども、需要が見込まれない施設というのもございます。そこで、やはりコロナの影響により人口密集地帯を避け起業したいと思う企業が今後出てくだろうと予測されます。

先ほどのご答弁にありました、空き家バンクにはそぐわないけれども、公共R不動産というところに載せていく考えがあるということでございました。これはぜひ、条件の提示等々、早急に対応して前向きに考えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、空いている施設について、議員のほうから出ていましたボルダリングだとか、そういったことも、例えば地元のちょっとした飲み会だとか、

そういうことも含めて、こんなのだったらいいよなということがいろいろ出ているのも聞いております。例えば相生の小学校、前にもお話ししたかと思えますけれども、ここを見学に来られた、あの周りの運動場に花がいっぱい咲いておりますので、それがいいということで、わざわざ交流のある船橋のご婦人の方たちの一行が見に来られたことがあります。何かああいう小学校の後の使い方というのは、アイデアはありますかねと聞いたときに、社交ダンスの会場にしたらいんじゃないですかというお話もされましたけれども、なかなか現実にはそういう状況にはなっておりませんし、また学習展示館も大分以前になりますけれども、津別に来られた山梨大学の先生から、たくさんその先生がいろんな本の初版本をいっぱい持っているということでありまして、それも年齢が年齢になってきたので、津別の学習展示館に初版本を置いて見てもらうようなこともどうだろうかという提案を受けたのですけれども、あそこは、冬は除雪をしていませんし、冬はちょっと寒過ぎて使えません。管理上、非常に欲しいのは欲しいのですが、そこにずっと盗難にあったとか、何とかとなりますとまた大変なことになりますので、なかなか難しいなということで立ち消えになったのですが、今回、図書館が新たに出来るということになれば、これはあればまたいいなと思ひまして聞いてみたのですけれども、もう既に別なところにお渡ししているということでありまして、残念だったなというふうに思ったところです。

そんなことで、これまでもさまざまなアイデアがいろいろ出ておりますけれども、なかなか実現には至っていないといえますか、難しいのが残ってきたという状況であります。公共R不動産についても、ここに登録してみたいなと思っておりますけれども、何か聞きますと、1年も経たずに撤退してしまったりだとか、あるいは、町からの補助を受けたけれども転売してしまったりだとか、それから買ったのだけれども、そのまま放置されているという例も聞いたりしています。だから、そういうこともあるんだなということも含めて考えていかなくちゃいけないと思います。

そんな中で、議員もお持ちかと思えますけれども、津別町の公共施設等総合管理計画、30年計画ですけれども、この中にもそれぞれの建物等を将来どうしていくかというのを書いているところです。これは観光レクリエーション施設だとか、学校施設、住宅、環境衛生施設、その他施設というようなことで分けて書かれているのですけれど

ども、この中でも既存の用途を廃止している旧施設については、原則取り壊しを基本に、必要に応じて民間への譲渡を検討しますというようなことも計画上載っておりますので、このことも含めて今後考えてまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 今お伺いしましたら、なかなか難しい面も出てくるのかなといったところでございます。ですけれども、できれば津別町の宣伝と申しますか、こういうのに載せていただいて、もし素晴らしい使い道にしていただければそれに越したことはない。しかしながら、変なところが入るぐらいであるならば、景観が損なわれる前に計画的に取り壊しを行っていくようにしていただきたいと思えます。

それでは、2点目のオンライン授業について移りたいと思います。

5月19日の全員協議会で、新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休業等に対応するため、ICTの環境整備を図り、全ての児童生徒の学習機会を確保するとの説明がありました。

そこで、以下の点について伺いたいと思います。

家庭のインターネット環境整備状況について、環境調査の進捗状況、また整備が整っていない家庭はどのように対応するのか。

次に、整備された環境をどのように活用していくのか。教員に対する講習等は行っていくのか、また、ICT専門員を委託する考えはあるのか。

三つ目に、保護者に対しては、どのように説明していくのか。説明会と話し合いの場を設ける考えはあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、オンライン授業についてであります。はじめに、家庭のインターネット環境整備状況について、環境調査の進捗状況、環境が整っていない家庭へはどう対応するのかについてのご質問にお答えいたします。

本年5月末から6月中旬に、津別小学校及び津別中学校の保護者を対象に、家庭における遠隔・オンライン学習に対応可能なインターネット環境整備状況の調査を実施いたしました。回収率は小中学校とも90%でした。調査の結果、「インターネット環境

がない、もしくは、通信制限がある」家庭が小中学校合わせて約 17%という状況が把握できました。

次に、環境が整っていない家庭についての対応についてですが、双方向でやり取りのできるオンライン授業を想定しますと、通信制限のないインターネット環境が必要となります。本年5月、国は学校教育活動の一環として行う家庭学習において、新型コロナウイルスのような感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTを活用することにより家庭においても学習を継続できる環境整備が必要であり、インターネット回線を用意できない児童生徒に対しては、貸し出し可能な可搬型通信機器（モバイルWi-Fiルーター等）を一定数整備するための支援策の提示がありました。一部の児童生徒の通信機器を貸し出しての環境整備につきましては、子どもの学びの保障と教育の機会均等の観点からは理解するところですが、発生する通信料金の負担につきましては公平性の観点からすると難しい問題であり、慎重な検討が必要との認識しております。

次に、整備された環境をどのように活用していくのか、教員に対する講習は行っていくのか、ICT専門員を委託する考えはあるのかについてのご質問にお答えいたします。

国が進めている教育におけるICT環境整備（GIGAスクール構想）は、令和元年度以降の5年間で、児童生徒1人に1台の端末整備と高速大容量通信ネットワークを一体的に整備し、「多様な子どもたちをだれ一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想」と理解しております。本来、ICT機器を学校教育活動の授業の場面において多様な活用を行うことを目的としていたものでありますから、これまで同様に各学校の校内研修を中心に、教材等の提示、個に応じる学習、調査活動、表現や制作、発表や話し合い、協働での意見整理といった学習場面に応じた活用の研究を進める計画であります。

次に、教職員の講習につきましては、新型コロナウイルスのような感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業時のICT機器を活用した遠隔学習の可能性の追求は、多くの教職員にとっては急遽対応を求められる今日的な研修課題となりますので、学校には必要性・緊急性の理解を求めるとともに、先端技術分野を得意とする若手の

教職員の力に期待しつつ「校内研修の充実や講習会の実施」について協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、ICT専門員の委託につきましては、学校でICT環境整備を進めていく上で、特に遠隔授業を検討する上で、専門家の力は必要不可欠であると考えております。教職員がみずから作成した教材や授業を録画して配信する手法、関係機関や教材メーカーなどの学習支援サイトの教材の活用、さらにはWeb会議サービスを利用した遠隔・オンライン学習等動画技術をはじめ、タブレットの一斉管理やセキュリティ等、対応しきれないことが多分に考えられることから、国のGIGAスクールサポーター配置支援授業の活用を検討しております。

次に、保護者に対してはどのように説明していくのか、説明会等話し合いの場を設ける考えはあるのかについてのご質問にお答えいたします。

今後のICT環境整備と積極的な活用につきましては、学校ができるところから取り組んでいくこととなりますが、実際の授業での活用場面を参観日で公開することはもちろん、情報端末を自宅に持ち帰ることになれば家庭での学習方法を説明するなど、保護者へのお知らせと協力を依頼することは学校として当然必要であるとの認識でおります。

今後、学校としてどのように取り組み、進めていくのかの考え方もありますので、学校と協議を行いながら判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 今お答えいただきました、まず整備状況についてでありますけれども、9割のアンケートの回収率の83%ということで、4分の3ぐらいの家庭がインターネットの整備はしっかりしているけれども、4分の1前後は、まだないか把握できていないかという状況というのを伺いました。また、この回答をされていないところも含め、物理的にそこにインターネットの環境がないのか、また経済的にそういった環境を引けないのか、また保護者の教育上の観点から、そういったインターネット等々の整備をされていないのか、そういったところを調べる考えはあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 物理的また経済的に、また親の考え方でインターネット環境を整備していないのかの把握については、そこまで家庭に対して深入りすることは難しいのではないかと考えます。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] 教育の公平性ということでしたら、やはり全員が同じようにオンラインの授業を受けられるのが一番でありますけれども、それをできないところにもさまざま対応していかなければいけないのかなと私は考えます。

そこで、もし物理的にインターネットが通っていないところでしたら、近くのところに出てきてもらうといったようなことが可能かどうか、それだともとの、せっかくのオンライン授業のよさが半減するところではありますけれども、どのように対応していくのかというのは今後の課題でありますけれども、また経済的でしたら、非課税世帯には支給するとか、また親の教育上の考え方、これも一つの例ですけども、大手IT企業の創業者は、自分の子どもたちに高校生になるまでそういった端末を持たせなかったというような、そのような逸話もございます。そういった教育を考える方も中にはおられるかもしれませんが、そういった人たちにも、今後コロナ禍で新しい生活様式というのを確立していく中で必要であるというところの説明もして、全ての子どもたちに平等に、また通信料そういったところもありますけれども、全ての子どもたち、保護者に対して平等にできるように進めていっていただきたいと考えます。

また、これらを同時に進めてほしいところでもありますけれども、環境だけを整備して絵にかいた餅にならないように、どのように教職員が子どもたちに対応していくかというところが肝要になってくるかと思えます。

現場の教師の皆さん、やはり対面での授業について、表情から理解力を推察したり、集中力が継続しているかなどを読み取り、今までの経験を生かしながら、またそれを得意とする、やりがいがあると感じる方が教師として子どもたちを導いてくれていると認識しております。書類作成など、一通りパソコンでこなせる方も増えておりますけれども、インターネット関係が得意かと聞かれると、私も含め、そんなに得意と答

えられる方は少ないのではないかと思います。ですけれども教員の負担を軽減させるために、先ほど専門員を配置するという考えでありましたけれども、機械のセッティング、操作方法、子どもたちへの操作、ルール説明、魅力的な授業、理解力のチェック、特に低学年に教えるというのは、何がわからないのかがわからないといった、そういったところは、対面で、どの辺でわかっていないのかということも、このオンライン授業でどこまで対応できるかといったところも非常に興味があるところがございますけれども、それをどのように教職員に伝えていくのか、どのように進めていくのか考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 今後のICT環境整備と積極的な活用につきましては、先ほども申し上げましたが、学校がまずできるところから取り組んでいく形になると思います。

学校現場におきましては、今議員がご指摘のようにICTの授業への活用が得意な教職員もいれば、苦手、不慣れな教職員もおります。ましてや遠隔オンライン授業となればなおさらのことだと思います。

大学で、これまで学んできた教育方法では、まるで刃の立たない領域になります。したがって、津別町において1人に1台端末が整備されたからと言って、明日からすぐに、今マスコミで取り上げられているようなICTを駆使した授業を配信できるということにはならないと思います。

現場の教職員は、これまでの教科書を使用した指導を基本に授業の充実をさせて、子どもたち一人一人がわかる喜び、そういったものを味わえるような研修に励みながら、一方でICTの活用、非常時における遠隔オンライン授業といった未知の領域の授業方法にも試行錯誤して取り組んでいくことになろうかと思っています。時間を有効的に活用しながら研さんできるようなサポートをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ICTの活用またオンライン授業は、あくまでも補助、新型コロナウイルス感染症対策など有事の際の補助的な学習機会の提供ではあ

るけれども、新しい生活様式を実行していく上で必要な知識、技術になってくると考えております。

また、第2波が来ると思って取り組んでおかなければいけないところでもあると考えます。また、子どもたちは、新しいものに興味を示しやすいのが子どもたちであります。この学習のきっかけになれば、よりよい結果になり得ると考えますので、ぜひそのように進めていただけたらと考えております。

次に、保護者に対してでありますけれども、このオンライン授業について賛否両論あるかと思えます。推進派には事前準備、進め方、ルール説明等々しっかり整備していく必要があります。また反対派、懐疑的な方には、新しい生活様式として必要なスキルであるということも認識していただく必要があると思えます。

また反対派と言いますか、このような問題があるのではというところを聞いておりますのを紹介いたしますと、やはりタブレットばかりに目を向けると、目が悪くなるのではないかという心配をされている方もおられます。そういった保護者に対しても、近視の予防策として近年進められている研究といたしまして 1,000 ルクス以上の光を週 11 時間以上浴びると近視になりにくい、一般的に屋内で 300 ルクス、窓際で 800 ルクス、屋外では日陰でも数千ルクスの日光の光が浴びられるという研究結果があります。これも先天的なものもあるかもしれませんが、最近の研究では近視対策になるというところもこれもぜひ保護者に伝えていっていただきたいと思えます。

また、最近保護者の間でよく聞きますのが、子どもたちの間ではやっておりますオンラインゲームでありますけれども、これは対戦で何時に集合といったように、仲のよい友達、また全然知らない他人との対戦が手軽にできる人気のゲームがあるようですけれども、非常に言葉づかいが悪くなったり、攻撃的な言葉になったりといったところでオンラインというところに懐疑的な保護者がいることも耳にします。そういったところでオンラインに対する教育というのもオンライン授業を通してぜひ行っていただきたいと。画面の向こうにはもちろん人がおります。

あわせて昨年の ICT の活用するときにも同じことを伺いましたけれども、やはりオンライン授業を進めていく上で、ICT を活用していく上で SNS の危険性も十分にあわせて学ばせていただきたいと思えます。

オンライン授業は顔が見えるから、先生がいるから普段通りの振る舞いができるかもしれませんがけれども、SNSは匿名で相手の顔も見えないため過激になりやすい。しかし画面越しには相手もいますし、犯罪の温床にもなりやすい。このあたりが非常に保護者から質問が出る場所かと思っておりますので、このあたりの考え方について教育長、同じ質問もありますけれどもお答えをよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） まず今回のオンライン授業の必要性につきましては、臨時休業中に家庭における学習を余儀なくされますので、学校での学習を途切れさせることなく持続させると、継続して学習させるにはICTの活用が有効であろうということで、ICT機器の整備というものをこれまで5年計画で国のほうでは進めようとしていたものを、一気に今年から前倒しで進めよう。1人1台の端末を配置することで、臨時休業といった非常事態のときに子どもたちの学習をしっかりサポートできる体制を整えようというのがねらいであります。

臨時休業中の学習について、保護者は必要ないということではなく、非常に不安な要素がたくさんあったのだらうとお聞きしておりますし、不安に応えるために学校のほうとしましても、しっかりプリントを配布したり、できない場合は郵送したり、そのような形で進めてまいりました。その部分、タブレット等があれば、より有効な指導の連続ができるのだらうなということで進めてまいりたいと考えているところであります。

使い方等につきましては、もし保護者のほうで不安等があるのでありましたら、当然、学校のほうは学校と保護者の連携、コミュニケーションというものをこれまでも大事にしておりますので、これまで以上に相談できる関係というものをしっかりと築き上げていってほしいなと思っておりますし、そういった小さな疑問ですとか、不安に応える学校と保護者、そういったものの関係をしっかりと構築してもらいたいなというふうに考えているところであります。

また、オンラインゲームとオンライン授業の関連性は、ちょっと別ものかなと思うのですが、健康管理、画面を見ての目への影響ですとか、そういった健康管理につきましては、これからの子どもたちにとっては大きな課題だなと思っておりますので、

これまで以上に健康に関する指導については充実させていかなければならないというふうに考えております。

あわせてSNS等の危険性につきましても、今は本当に小学生が親のスマホを使って普通に情報を発信したり、情報を収集したりできる時代です。子どもたちが被害等に巻き込まれないように指導する、危険性の部分の指導と、適切な活用の仕方、両面から指導するのが肝要だろうと考えているところであります。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 オンライン、またインターネットは非常に便利でありますけれども諸刃の剣であります。現在はコロナウイルス感染拡大から子どもたちを守るべく、長い休校から徐々に平常を取り戻しつつありますが、しかし、いつまた感染の波が来るか、来たときにどういうふうに対応できるかというところが課題になります。

またこの数カ月の学力の遅れ、体力の低下をいかに解消していくかが今後の課題であります。先ほど教育長がおっしゃられましたように、本来であるならば、数年かけて試行錯誤しながら進めていくICTの整備でありますけれども、オンライン授業に向けてありますけれども、さまざまな問題を調査研究し、人口類似団体の調査研究をし、今後に向けて便利な機能を有効に、力を発揮できるように、またオンラインについての弊害についてもしっかりと協議して、子どもたちを守っていく体制を充実させ、保護者へ自信をもって説明できるように進めていただきたいと思います。

最後に何かあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 重複する部分もあるかと思いますが、本町におきましては、一遍にICTの環境を整えるということではなく、学校とも協議をしながら小学校段階から、最初はグループ活動に1台入れてみようということから始めました。その後、これはやはり使い勝手がいいと、子どもにとっても有効だということで、グループで1台から2人に1台使えるように台数を増やしてまいりました。その後、1人に1台、学級数分の小学校で配備を終わらせたところであります。本年度につきましても、そういった子どもたちが中学校に上がりますので、中学校でも1学級分のタ

ブレットを導入しようと。中学校で積極的に活用方法を研究しようということで当初予算に組み入れました。そういった流れの中でしたが、先ほども話したように、今回、長期の臨時休業が発生し、今後もその臨時休業、感染拡大に伴う臨時休業が起これるのではという心配もありますので、そういった学習の遅れなどを最小限にとどめるため、国のほうでも児童生徒一人一人に1台の端末を加速させるという方針が示されております。

本町としましても、そういった補助事業や臨時交付金を活用して、ICT環境の整備を加速してまいりたいと考えております。

また、端末やネットワーク環境を整備するだけでなく、整備した後にはどう活用していくか、オンライン授業ですとか、そういったものを含めてICTをどう活用していくかということが大事ですので、その点、学校とも十分に協議を進めながら本町の教育を充実させていきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 12分

再開 午後 2時 25分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） 〔登壇〕 議長の発言の許しをいただきましたので、先の通告に基づきまして質問させていただきます。

一つ目、新型コロナウイルス感染症対策の今後の対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止による国の自粛要請等により、経営に影響を受けている事業者を支援するため、町が独自の経済対策を第1弾から第3弾と取り組んでいるところですが、次の点について伺います。

一つ目、宿泊業、飲食業及び飲食料品小売業者への支援金交付は、全て完了したと思いますが、前年売り上げ対比での減少比率の状況はどうなっているのか。

二つ目、①以外の小売業、サービス業及び運送業等も2割から3割、一部は9割の売り上げの落ち込みがあると聞いていますが、第4弾としてこの業種への対策があるのか。

三つ目は、国が一律10万円の特別定額給付金について、基準日の4月27日を延長して、新生児に町独自の給付金を1年間支給してはどうか。

これについてよろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、新型コロナウイルス感染症対策の今後の対応について、お答え申し上げたいと思います。

はじめに、町独自の支援策第2弾として行いました宿泊業、飲食業及び飲食料点小売業34事業者を対象としまして、一律30万円を給付する「新型コロナウイルス対策支援金」は、全事業者からの申請に基づきまして5月20日に給付を完了しております。

前年売り上げ対比での減少比率の状況につきましては、売り上げ金額までの調査は行っていないため、減少比率は把握していませんが、北海道の緊急事態宣言が出された2月28日から、電話による売り上げ状況調査を行い、さらにその後の状況変化を調査するため、4月10日に再調査を行っています。その時点では、商工業は全体的に1割から3割減少し、飲食業においては特に宴会中心の店において9割減少、製造業では工場の稼働を休止したところもありました。

その後、3回目の調査は5月11日から13日にかけて、林産業を含む製造業と運送業を対象にしまして、産業振興課職員が4班に分かれ18社を訪問し、聞き取り調査を行ったところです。その結果、林産業では、4月の調査では売り上げ減少は一部にとどまっていましたが、5月の調査においてはほとんどの事業者が影響を受け、また、運送業についても、一部事業者で売り上げの減少を確認したところです。林産業においては、コロナウイルス感染症が拡大する以前から、米中貿易摩擦による輸出減の影響を受けており、これに感染症が加わり流通が減少し梱包材の需要減に一層拍車がかかる状況となっていました。このため、6月に第3弾として「雇用継続助成金」と「製造業持続化応援支援金」といった独自支援策を設けたところです。

次に、支援策第4弾として、「新型コロナウイルス対策支援金」を給付した以外の小売業、サービス業及び運送業等の事業者への対策についてですが、6月12日に成立しました国の第2次補正予算において、臨時交付金2兆円が追加されたことから、これを活用して第4弾の支援に組み入れたいと考えているところです。

内容につきましては、2月28日の北海道緊急事態宣言から、国の緊急事態宣言が解除された5月25日までの間に、活動自粛を余儀なくされ経営に影響を受けた状況と、解除後の新北海道スタイルへの対応にかんがみ、事業全般に広く使える「経営継続支援金」を制度化し給付しようと考えているところです。対象となる事業者は、中小企業基本法第2条第1項各号及び同条第5項に規定する事業者及びNPO法人で、自粛の影響は少ないと思われる事業者は除くなど、一定の基準を設けて給付したいと考えております。

支援金額につきましては、1業者10万円とし、さらに新北海道スタイルへの対応を考慮し、4月から7月までの間に売り上げが前年同月比で30%以上減少した月が1カ月以上ある事業者に対しては、10万円を加算しようと考えているところです。

次に、一律10万円の特定定額給付金の基準日以降に生まれた新生児への支給拡大についてでありますけれども、道内では札幌市が支給対象外の4月28日から国の緊急事態宣言が終了した5月25日までの間に生まれた新生児に10万円を支給すると聞いています。また、昨日の新聞には、旭川市、根室市、芽室町が内容はそれぞれ異なりますけれども実施する記事が載っていましたが、本町におきましては特にそのような考えはもっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] コロナによる影響は、宿泊、飲食業においては9割を超えていたり、飲食業、食料品小売業においても1割から3割落ち込んでいたりですが、いずれにしても、全ての業種において経済的影響を受けていることがわかりました。

そこで、②の①以外の小売業、サービス業の関係で今お答えをいただきました。10万円ということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による自

肅要請により、支援対策がされていない商店を中心に聞き取り調査を行いました。電器店、金物店、治療院、理容院、運送店等全ての業種において経済的影響を受けていることがわかりました。その中で、先ほど9割ということを使ったのですが、観光を兼ねた事業者で減少しているところもあります。そこに対しても同じ条件なのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 観光を兼ねた業者というのは、ちょっとよくわからないのですけども、どういう意味合いでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 観光を兼ねたといいますか、お店に聞きますと製造業だというような感じでは言っていたのですけども、そのような業種で、1日当たり5万円ぐらい常時経費がかかるようなことを言っていたものですから、そういうところだったら大変だなということで、そういう業種に対してはどうなのかなということです。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 会社はいろいろあるかと思いますがけれども、今、持続化給付金の申請をしているところもあると思います。会社の名前はちょっと申し上げられませんが、国のそういった資金をもらうために、町の認可というかOKが必要です。それで今、出てきているのは13社ほどあると聞いておりますけれども、その中に、おっしゃるところが入っているのかどうか定かではありませんけれども、そういう対応が今進められています。国は国としてありますし、道は道としてあります。それから町は町として、また対応をそれぞれしているところでもありますので、今回、明日になるとは思いますけれども全員協議会で第4弾の内容をお話することにしています。その中でも新たな制度を設けようと考えておりますので、ご承知おき願えればと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 先ほどの町長からの答弁の中に、中小企業基本法、ちょっと僕も勉強不足で第2条がどういう項目なのかちょっとわからなかったもので

すから、その辺がわかればちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 後で担当から補足があればというふうに思いますけれども、ほとんどの業種が入るようになります。中小企業のこの法律の中で、ただ、その中で一部これは除いてというふうなことで、実はこれも明日ご説明をしようと考えていたわけですが、例えば政治団体だとか宗教関係、そういった組織、そういうところは対象外にしたいと考えているところです。

あと経済団体、労働団体、学術文化団体、政治団体、そして宗教団体というようなところについては、新たにつくろうとしている経営継続支援金は対象外という考えで明日ご提案させていただこうと思っています。

それ以外は大体入ってくると思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] その中に、例えば音楽関係の個人でやっているような人も含まれているのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小泉政敏君） ただいまの中小企業基本法第2条の関係でございますけれども、先ほど町長からご答弁させていただいた部分につきましては、ほとんどの事業者が対象になるということでございます。先ほど町長も話しましたけれども、農業、政治団体、宗教上の組織、こういうものも対象になってございます。ただ、この部分につきましては、影響が少ないのではないかとということで、ちょっとその部分はどうかということでご答弁させていただいたところです。

また、この音楽の部分につきましても、個人事業主であれば、ここの部分の対象になると。その他サービス業なのかなという部分で対象になるところでございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 了解しました。

それでは3番目の一律10万円の関係ですけれども、千葉県習志野市では1年間支給を決めていると聞いております。津別町もやっぱり子育て支援として考えた場合には、そういうことも実施してはどうかと思いますけれども、その辺何かありましたらよろし

くお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 答弁でも申し上げましたが、いろいろ数は少ないと思いますけども、道内でも先ほど言いました市が三つ、それから町村が一つということで、知り得ている範囲の中ではそういう対応をするところもあります。宣言解除までの5月25日までとする札幌市もそうですし、それから来年の3月31日までということにしているところもありますし、翌日の4月1日を設定しているところもいろいろあります。どこにセットするかというのが、どれがいいのかというのがいろいろ議論も出てくる場所だと思います。4月27日が基準日になっていますけれども、それ以降に申請書をもらったんですけれども、亡くなられている方もいます。うちの嫁の実家もそうですけども、そういうところも幾つかあると思います。基本的には、何でも制度というのは、この日からということにしていますので、あるいは、この日までということ、それを考えようによって前にしたり後ろにしたりとやっていくと、なかなかそれに対してもっとこの日までとかいろいろ出てくると思いますので、これまで同様、国で決めて、そして国のお金として10万円を配布していますので、それはそれとして終了させたいと思っています。

なお、津別町としては、乳幼児の養育手当ということで3歳まで支援をしています。1歳から3歳の3年間のトータルで24万円助成しています。1歳の時は月に1万円です。2歳、3歳は月に5,000円、商工会の商品券ということにしてありますけれども、トータルして24万円の支援をしていますので、こういったこともやっているということでご理解いただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） 了解しました。

それで、次の質問2項目目に移りたいと思います。

緊急事態宣言が解除され学校再開にあたっての対応についてということで、国立成育医療研究センターの「コロナ×こどもアンケート」では、新型コロナウイルス感染症による長期の学校休業により、学習の遅れと格差の拡大が起こり、子どもたちがかかっている不安とストレスをため込んでいると指摘されています。

そこで次の点について伺います。一つ目、学習の遅れと格差が拡大する中で、例年どおりの授業を進めるために、土曜授業、夏休み学校行事の大幅削減、7時間授業などでも授業を詰め込むやり方では、子どもたちに新たなストレスをもたらし、子どもの成長をゆがめ、学力格差をさらに広げることにもなりかねないと言われていますが、それに対する考えは。

二つ目といたしまして、「コロナ×こどもアンケート」の子どもたちが相談したいことの1位は、「コロナにかからない方法」です。感染防止の三つの基本の一つ、「身体的距離の確保」について対応ができていますか。

三つ目、感染症対策として、毎日の消毒、清掃、健康チェックなど、今までにない多くの業務が生じていますが、これらの負担を教員に課せば、教育活動への注力ができなくなる。作業応援スタッフの検討ができないか。

四つ目、感染予防として、マスクは今後とも着用していかなければならず、熱中症対策にも備えて、早急にエアコンの設置ができないかについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、緊急事態宣言が解除され学校再開にあたっての対応についてお答えいたします。

はじめに、学習の遅れと格差が拡大する中で、例年どおりの授業をするために、土曜授業、夏休みや学校行事の大幅削減、7時間授業などで授業を詰め込むやり方では、子どもたちに新たなストレスをもたらし、子どもの成長をゆがめ、学力格差をさらに広げることになりかねないと言われていますが、それに対する考えについてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校現場の対応につきましては、2月26日の北海道知事からの臨時休業の要請を受け、2月27日から春休みの間、道内の市町村立学校、道立学校が一斉に臨時休業の措置をとりました。4月6日からの新学期の学校が再開されたものの、新型コロナウイルス感染の全国的拡大により、再び5月末まで臨時休業となりました。このように3カ月余りの長期間にわたり、学校再開と臨時休業の延長、さらには分散登校を繰り返してまいりましたが、この6月1日から感

感染症対策を講じながら学校を再開したところです。

学校の再開にあたり、津別小学校、津別中学校におきましては、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことを踏まえ、学校行事なども含めた学校教育ならではの学びを大切にしながら、授業時数の回復に努めるとともに、最大限児童生徒の健やかな学びを保障することを目指して教育課程を再編成いたしました。その際に、児童生徒の過度の負担を考慮して7時間授業等の日課の上乗せはせず、週の授業時数はこれまでどおりとするものの、夏休み、秋休み、冬休みの中から10日間を授業日とすること、感染防止のため中止せざるを得なかった学校行事や、その準備の時数を授業に充てること、これまで以上に効果的かつ効率的な指導方法を工夫するなどを着実に実践し、授業時数の不足分を補ってまいります。

次に、感染防止の三つの基本の一つである「身体的距離の確保」の対策について対応ができるのかのご質問にお答えいたします。

各学校では換気の徹底による密閉の回避、身体的距離の確保による密集の回避、密接の場面でのマスクの着用等、文部科学省の「学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策に関する衛生管理マニュアル」や「学校再開ガイドライン」に基づいて、感染症対策を講じております。

子どもたちの机の間隔や活動中の距離の確保につきましても、ガイドラインに示された目安に基づき、教室内で最大限の間隔をとるような座席配置をとっております。

学校の教育力は、会話や助け合い、励まし合い、教え合いといった協働的な学び合いでこそ発揮されます。座席の間隔を最大限とすることはもちろんのこと、こまめな換気やマスクの着用などを組み合わせるとともに、正しい手洗いの徹底や多くの不特定多数の触れる箇所での消毒といった感染防止対策を実施しながら学校を再開しているところであります。

次に、感染症対策として、毎日の消毒、清掃、健康チェックなど、今までにない多くの業務に対する作業応援スタッフの検討についてのご質問にお答えいたします。

学級担任の業務は、清掃指導や給食指導、健康観察をはじめ多岐にわたります。これらの業務につきましても当該教諭1人が抱え込むことなく、副担任や専科教諭をはじめ養護教諭、栄養教諭、学習支援員といった全ての教職員が分担協力して児童生徒

の指導にあたり、言葉かけによる返答や表情の変化を察知し、それぞれ把握した児童生徒の情報を教職員間で共有することに意義があり、これらは授業と同じように大切な業務と認識しております。

学校の施設設備の消毒につきましては、季節性インフルエンザやノロウイルスの流行時と同様の感染症対策として、教室やトイレなどで特に多くの児童生徒が手を触れるドアノブや手すり、スイッチなど、放課後に教職員全員が各自の清掃担当箇所を分担し消毒液での清拭を毎日実施しております。今後につきましても人の行き来や出入りを制限するという観点から、現状では教職員の対応が望ましいと考えております。もちろん、急遽、校舎全体の消毒が必要となるような非常事態には、専門業者に消毒業務を依頼しなければならないと考えております。

教職員の日常業務につきましては、本年度は特に、通常であっても年間を通じて業務量が最も多くなる年度当初に、一斉臨時休業によるきめ細やかな対応が求められたため、学校現場の教職員の負担が大きかったことを承知しております。教職員の業務の適正化や心身の健康管理につきましては、学校現場の喫緊の課題と憂慮しております。

次に、感染予防として、マスクは今後とも着用が必要であり、熱中症対策にも備えて、早急にエアコンの設置ができないのかのご質問についてお答えいたします。

教育課程の見直しにより、予定していた夏季休業日の前半5日間を授業日としましたが、昨年の7月は非常に暑い日が続いたことを思い出します。今後もコロナウイルスの感染予防のためマスクの着用は必要であるため、夏に向かって熱中症の対策も必要となってまいります。

今年度、新型コロナウイルス感染症対策の国の補助事業により、エアコンの設置を小学校の新校舎及び中学校で検討しておりますが、現状の電気配線では使用ができないため、新たな配線工事が必要となることがわかりました。平日は授業を行っているため、土曜日か日曜日の作業とならざるを得ず、最低3から4カ月の工事期間が必要となりますので、今年度の夏季期間までの設置はできないものと判断しておりますが、本年度中には整備を行うことを検討しております。

なお、小学校の旧校舎につきましては、来年度、長寿命化計画による改築事業を予

定しておりますので、その中で整備を行う考えであります。

この夏に向けた熱中症対策としましては、小中学校の児童・生徒全員に冷感マスクを配布する予定であります。水に濡らし、絞って使用するもので、洗濯も可能なものとなっております。

また、合わせて首を冷やし、体温の上昇を抑制ため、同じく気化熱を利用する冷感タオルを配布する予定です。その他、各教室の扇風機を増設し、子どもたちへはこまめな水分補給の指導を行うなど、熱中症予防の対策をしっかりとってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 学習の遅れの関係ですけれども、子どもたちは、やっぱりゆったりと受け止めながら、学びとともに人間関係の形成、遊びや休息をバランスよく保障する柔軟な教育が必要で、子どもを直接知っている学校現場の創意工夫を保障してこそ実施することができます。教員の積極的な取り組みを応援することが重要と考えますが、これについて何かあればよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 議員がおっしゃるとおり、今回の教育課程の見直しにつきましても、各学校の創意工夫で時数等の見直しを図ったところであります。遊びの時間、それから子どもたちが楽しみにしているものの中に特別活動、学校行事等もあります。全て中止ということではなく、子どもたちの可能な限り実施ができる、縮小するなど考慮しながら、できるだけ実施していくようにすることが大事だと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 その学習の遅れなのですけれども、学習内容の精選は重要と考え、その学年での核となる学習事項を見定めて深く教え、それ以外は教科書横断で学んだり、次年度以降に効率的に学ぶようにする方法が子どもたちにも力がつくのではないかと考えます。

逆に、教科書全てを駆け足で消化するやり方では伸びないと言われていました。こういう柔軟な教育についての考えはいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 文部科学省のほうから、どうしても時間が取れない場合には次年度に繰り越してもよいという通知もありますけれども、できるなら本年度の学習内容は本年度中に終わらせて、次の学年に引き継ぐというのが最善だと考えておりますので、学校のほうでは今年度の内容は小学校1年生から中学校3年生までしっかりと指導した上で引き継ぐという計画でおります。

また、教科書を指導する学習の中で、議員のおっしゃるように重点を絞ってという部分、どうしても教師がしっかりと教えなければいけないところ、それから先ほども答弁の中で使いましたが、互いに教え合ったり、助け合ったりしながら協働的に学ばなくてはできないところがあります。そういったところではしっかりと学習をする、家庭学習のドリル学習で済ませられるところは家庭学習にまわす。そういった家庭との連携も重要であると考えております。

そういった部分、学校のほうでしっかりと教頭、教務主任を中心に指導について見直しを図って、家庭との連携もしっかりとって進めていこうということで6月1日から再スタートをきっているところですので、応援をしてまいりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 一応そういう学校現場の創意工夫とか、先生方の自主性を重んじながら、弾力的に授業を進めていくということでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番目の子どもがコロナにかからない方法ですけども、現在、進めているのは20人程度の授業とすることが身体的距離の確保として必要ですと言われていました。

特別支援学級へ分散するとしても、距離の確保に至らないのではないかなという心配もありますけども、新しい生活様式の重要な一つとして、社会全体で取り組んでいるとき、この教室だけは別問題ですということではなくて、継続的、そういう人方の今後の先生方の雇用の確保も含めながら、処遇を手厚く、先生方にもしていく必要があるのではないかと考えておりますけども、その辺について何かあれば伺

いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） ご指摘の 20 人程度の中でという部分につきましては、感染者が多い地域、このオホーツク管内におきましても臨時休業期間中の登校日の設定、登校日または分散登校の際に適用されるマニュアルに示されている基準が 20 人程度ということですので、今、学校再開になった段階におきましては、先ほどもお話をしましたように衛生管理マニュアルや学校再開ガイドラインの中には、児童生徒の間隔を 1 メートルから 2 メートルを目安に学級内で最大の間隔をとるような座席配置をとということが例示されております。ただ、あくまでも目安でありますので、それぞれの施設の状況や換気、消毒、話し合いのときにはマスクを着用するなど、そういったものを組み合わせて、柔軟な対応をとりながら学校を今再開しているところであります。

もちろん臨時休業中に登校日を設定したりしましたが、その際には 20 人程度になるように、小学校では多い学年は二つに分けて分散登校をするという配慮をとってまいりました。

それから、議員のご指摘は少人数学級に関わるものかなというふうにも理解しております。できるだけ少人数学級の実現に向けて全道の教育長部会におきましても学級定員を下げることを要望してきているところであります。今現在 40 人学級ではありますけれども、それが少なくなるように、教員定数を増やすことが望ましいだろうと私も考えてはおります。

ただ、国の基準が既にできている中での教員配置となりますので、今後も要請を続けていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） [登壇] 一応、先生方も分散などでやっていた部分で、距離を確保するということがなかなか大変な感じでやっているということもわかりますけれども、今後もそういう改善というか、人員 20 人程度の授業にできるように今後もよろしくお願ひしたいと思います。

次、③の先生の負担を軽減するための消毒や何かをほかの人にやってもらってはと

いうことで述べていたのですけども、先ほどの答弁で教職員が一応担当している生徒の指導とか、そういう言葉とか、いろんな表情の変化などを察知したり把握したりする上で、そういう作業も一つ重要な位置にあるということも伺いましたので、その点は理解しました。

次に、4番目のエアコンの設置についてに移りたいと思います。これについても今進めているということで、電気配線工事が3カ月から4カ月期間が必要だということで、今検討していることもわかりました。熱中症対策にも指導予防の対応をしっかりとすることもわかりましたので、熱中症対策に今後十分注意を払いながら対応をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

何かありましたら、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 議員にご心配いただいております学校の子どもたちの臨時休業での授業時数の不足による学習の遅れの心配部分につきましては、大人の感覚で言うと、失った時間数分、その分を回復すればいいのではないかとことでありますが、機械的に20日間臨時休校になったから20日増やすということではなく、子ども負担、それから教職員の負担等も十分に考えながら、また内容も工夫しつつ、バランスをとりながら学校を再開していくことが大事だろうと考えております。

今、子どもたちが元気よく登校してきてくれています。それをしっかり教職員も迎えて、部活動も再開しております。こういった笑顔とか歓声が響く学校になるように、これからもサポートしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告の質問をさせていただきます。

津別町新型コロナウイルス対策についてであります。

北海道で4月17日より発令されておりました「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための緊急事態措置は、5月25日の解除で新たな段階を迎えましたが、活動自

粛の長期化や続く感染防止への対策、新たな生活様式への変化などで、この先も今以上に経済に大きな影響が続くことが考えられます。

そこで、これまで実施しました支援策と今後について町長にお伺いしたいと思います。

一つ目です。実施した支援策についてであります。中小企業者の経営安定を図るため新設しました「津別町新型コロナウイルス対策融資制度」（支援第1弾）の利用状況と、その効果についてお伺いしたいと思います。

次に、経済影響の緩和と地域消費を目的としました「津別町お買い物割引券」（支援第2弾）の利用状況と効果についてお伺いします。

二つ目です。新たな支援の検討についてであります。国の「持続化給付金」（前年同月比50%以上減少）や、「津別町新型コロナウイルス対策支援金」（支援第2弾）で対象となった宿泊業、飲食業及び飲食料点小売業者、それ以外の接客を伴うサービス業や小売業者への支援についてお伺いしたいと思います。

次に、対象者の広い事業継続を下支えする効果があると思われ、固定費の補助につながる水道料金、ここでは業務用としていますが、その軽減についてお伺いしたいと思います。

三つ目です。再び感染拡大や、経済の低迷が長期化した場合を想定した対策についてお伺いしたいと思います。

町独自の経済支援策は、緊急性に応じて今まで対応してきたため、事業者や業種を限定してきました。緊急事態措置は解除されましたが、今後再び感染拡大や経済の低迷が長期化した場合に備え、事業や業種に関わらず損失の割合等に対して支援できるような制度、例えば「津別町経営継続支援金制度」というようなものを創設してはどうかというお伺いがございます。

最後4点目です。今後予定する町の特定健診に「新型コロナウイルス感染症」の抗体検査を導入できないかどうかお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対し理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、津別町新型コロナウイルス対策について幾つか質問が出ておりますので、お答えいたします。

はじめに、「新型コロナウイルス対策融資制度」の利用状況と効果についてでありますけれども、町独自の支援策第1弾として4月1日より実施し、利用状況は、5月末現在で長期資金2件、短期資金1件で、いずれもそれぞれ1,000万円が融資されております。

効果につきましては、国の融資制度は融資実行までに時間がかかることや、北海道の融資制度も5月からであったこともありまして、一月早い町の支援策は、事業者の安心感につながったと事務を取り扱う銀行から聞いているところです。

次に、「お買い物割引券」の利用状況と効果についてですが、当該感染症による経済影響の緩和と地域消費を下支えするため、町として初めて取り組んだ方法であり、連休中に準備を進め特別定額給付金の申請書とともに5月7日から全町民に順次郵送したところです。

使用状況は、6月17日までに商工会受け付け分として1万1,577枚が使用され、使用率50.9%、換金額は347万3,100円となっています。購入品目は食料品が最も多いと聞いているところです。

効果につきましては、割引券1枚300円で2倍の消費が喚起されることから、4,546人に2万2,730枚配布していますので、これが全部使用されると1,300万円余りが消費されることとなります。今後、2回配布を予定していますので、経済効果はさらに大きくなるものと考えています。また、割引券は金券ではないため普通郵便で送付でき、金券送付に必要な簡易書留料金320円をプラスする必要はありません。郵送という手段は全町民に行き届き、それによって消費喚起につながるものと考えているところです。今後とも、この方式に慣れ親しんでいただきたいと考えているところです。

次に、「新型コロナウイルス対策支援金」以外の接客を伴うサービス業や小売業者への支援についてですが、先に説明しました「融資制度」や「お買い物割引券」のほか、6月からは全業種に対する支援金として「雇用継続助成金」を実施し、また製造業を対象に「製造業持続化応援支援金」を制度化したところです。

お尋ねの接客を伴うサービス業や小売業者への支援につきましては、巴議員の一般

質問でもお答えしましたが、国の第2次補正予算で追加される臨時交付金を活用した「経営継続支援金」を創設し、自粛期間の長期化による売り上げ減少と北海道スタイルへの対応を支援するため、一部の業種を除き町内のほとんどの事業者を対象に10万円を給付する考えです。また、売り上げ減少が30%以上となる事業者に対しては、さらに10万円を加算する考えであり、業務用水道料金の軽減につきましては、この制度の活用をもって対応していただきたいと考えております。

次に、再び感染拡大や経済の低迷が長期化した場合を想定し、議員が提唱する「津別町経営継続支援金制度」の創設についてですが、当該感染症問題は国内全てに影響を与えるものでありますことから、これに対する経済対策は、本来国が行うべきものと考えております。その上で、町は国や道と連動連携した対策を講じていくものと考えております。

今回、国の第2次補正予算にあわせ、本町が行おうとする「経営継続支援金制度」は、たまたま名称が同じになりましたが、そうしたものであることをご理解願いたいと思います。

次に、抗体検査を町の特定健診に加えることについてですが、今年度に予定している特定健診は、コロナの影響により10月に実施するもののみであり、現段階で抗体検査の導入は難しいと考えています。

今後、国では抗体検査による感染の実態把握を行うとしていますので、いずれはこういう検査が集団検診で行えるようになるのではと期待しているところです。ただ、そのことによって差別や偏見につながることはないよう、十分に注意する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] それでは再質問をさせていただきます。

津別町お買い物割引券についてであります。町長の答弁にもありましたように、お買い物券の利用については、購入品目は食料品が最も多いということで、つまり日常的な普段使いが多いということで、もともと生活のために購入予定というものが多くあるということをご認識いただけているかなと思います。今、答弁の中に、今300円

という単価の割引の話もありましたので、2倍という話もありましたが、いわゆる私が今言いましたように、単純に考えまして普段使いということですので、そういう割り引券がなくてもお買い物をする部分も当然ありますので、倍の消費というのは起きないというふうに私は個人的に思う部分であります。私も個人事業をやっているその感覚ですが、普段ご利用いただいている普通のお客様が、現金に合わせてお買い物券を使うと。珍しい方、普段お越しにならない方が来て使うというよりは、普段お越しになっている方がそれを利用するというのが多いわけですので、つまり町民にとっての生活支援という意味で大きな効果を発揮しますが、いわゆる事業者支援という部分の効果は薄いように私は感じるのです、その辺のところ、町長としてはどういうふうな認識なのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 確かに割引券ということで、今まで現金で買っていたものを、この部分だけ割引してもらえると、そして、それは町が払うという格好なんですけれども、なかなか外へ出て行かなかつたり、ネットで買うような状況がこの間続いているというふうにも聞いています。それを少しでも地元で買っていただけるように、促進策として割引券を使っております。これは買い物券でも同じようなことが言えるかと思えます。その券を使うかどうかというお話ですけれども、できるだけそれも活用して600円の物が300円で買えると、なら行ってみようかということで、ちょっと余分に買うとか、そういうことをぜひ考えていただきたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] それで、これから行う2回目のお買い物割引券を予定されていますが、マスクと一緒に送付するというので、若干予定よりは遅れているのかと思うのですが、その後の3回目の予算をとってありますが、3回目については、どの時期にどのような形で発送する考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 3回目についてですね、2回目は、これからマスクが今月出来てきますので、それにあわせて準備もしているところですけども、2回目の使用期限が9月末、それを一緒に入れて送る予定ですけども、その様子もちょっと1回目

と2回目を見ながら、どの時期にもう1回出したほうがいいのか、11月がいいのか、12月がいいのか、それはちょっと様子を見ながら送付時期を考えていきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 思っていたよりもちょっと遅いのかなと、3回目の感じは思ったのですが、様子を見ながらということですので、町長は以前から、このお買い物券を始めるにあたりまして、以前からありますプレミアム商品券などにかわる新たな試みとして、このお買い物券についておっしゃっております。今後について、慣れていただきたいというふうにおっしゃっていますし、答弁書にも、今後ともこの方式に慣れ親しんでいただきたいというような発言があります。その部分について前向きな発言が多いと私は素晴らしいと思っているのですが、今後について、このコロナの関係で今3回ほど予算をとっておりますが、今後について、町長はこのお買い物券についてはどのようなお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） もう1回配布していますけれども、とりあえず、あと2回進めていこうと。その反応を見て、また必要な時に、今度はコロナ対策という、引き続いてそうなるのか、それとも町の商店街の振興発展のためにという意味合いでやっていくのかというのがあるかと思えますけれども、本当は、私としては美幌町さんのように、何とかスマッピーカードみたいなものができないかなと、これは何年か前に商工会にも話を持って行った経過があるのですけれども、なかなか難しいということを言われて、本当はそういうものがあれば、それにチャージする形、そして今キャッシュレス化というか、それが次の新たな日常ということで提案されていますので、新しい生活スタイルの中で、そういうことが成り立っていけばいいかなと思っています。以前の道新だと思えますけれども、そういうキャッシュレス化が一番遅れている町というのは、北海道で津別町が一番げっぱになっていました。これはちょっとショックだったのですが、そういう面からも何とかそういうキャッシュレス化の中で、そういうのも本来、次のことを見据えて2次補正の中でやろうと思えば使えるお金ですけれども、これは商工会の協力がなければ、なかなか一歩前へ進んでいきませんけれども、いずれはそういうことも協力を得ながら進めていきたいなと思っているとこ

ろです。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 私も商工会に関わりまして、やっぱりそういう電子化のこともありますし、当然、利用しやすいということもありますので提案してきた部分はあるのですが、既存の今ある制度というものもありまして、なかなかそういうものとのきっちりとした住み分けがなかなかできないということで、進みにくい部分もあるのかなと思います。

今、町長のほうから、この後、お買い物券についても何かしらの感じでやれるときにやりたいという発言がありましたので、私もそのお願いというか、その希望がありますので、用意していた部分でございます。

コロナ対策として、まだこれで終わりでない部分もありますので、このお買い物券が国の動向にもよりますけども、この3弾以外に続く部分も予定する中で、例えばコロナが収束した後、今町長がおっしゃいましたように地域経済活性化などを目的に、年に1回程度、町長も慣れていただきたいというお話もありましたので、やはり、こういうのって習慣的に、例えば春なら春、この時期ならこの時期という時に回ってくる、そういうものが配られるというほうが利用しやすいと思います。そういう中で、担当のほうにも確認しましても、なかなか今、全町民にそういうふうに配布しているものがないということでございますので、例えば今、上里の温泉の入浴券ですとか、割引券ですとか、例えば高齢者に無料のバス券とか、なかなかこういうふうに役場に来て引きかえるものがありますけども、なかなか先ほどの質問の中にも別にありましたけども、なかなか周知していても知らないという方もいますし、やはりそういうものをお渡しすることによって、はじめて使ってみようかなということもありますので、そういうものもぜひ今後検討いただきたいと思うのですが、その部分についてどうでしょうか、町長。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今たまたま、そういう国の対策の中で実施しているところがありますけれども、コロナと関係なくやるような形になれば、全て自主財源という形になってくるかと思います。懐ぐあいを見ながら検討させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 それでは、新たな支援策の検討についてお伺いしたいと思います。

先ほどの議員のところにもありましたので、最初の部分は進みまして、水道料金の軽減についてお伺いしたいと思います。

町のコロナウイルスの第1弾からの打ち合わせのときですとか、委員会の中でも、私ちょっと持ち出して話をしたことがあるのですが、結果的にこの場になってしまったということで、なるべく早い段階で酌み取っていただきたいと思い提案してきた部分はあるのですが、まずは、どのような場で水道料金の軽減についての現状について検討がなされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、コロナの対策会議というのは毎週1回開いています、本部会議というものを。その中でも話をして、担当課から大体どのぐらいになるんだろうかと。管内の中でも、確か4町村ぐらいがこういう対策をとっていますけども、3カ月みるだとか、それか6カ月みるというようなところもそれぞれあるようですけども、全ての町村がこれをやっているわけではありません。仮に基本料金を6カ月間、その部分だけ他町村の例として見た場合、6カ月で2万8,000円なのです。ですから、それであれば今回の10万円でみてもらったほうが、むしろもらう側、対応する側にとってはずっとお得感があると思いますので、そういう形で町としては対応したいと考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 今、話が出ましたからあれなんですけど、確かに比べてみますと、今の金額とこれから当たる支援策とを比べてみますと、さあどっちだと言われれば、確かに今回の新しい第4弾の支援策が多いのではないかなと思います。

水道料金、私も水道を多少やってきた部分もあるので、いろんな方法があるのではないかなと、一律ゼロみたいな場合もありますし、その部分について下げるという部分もありますし、以前、委員会の中で、ちょっとこの話はどうなっていますかという

話をお聞きしたときに、ちょっと効果が薄いと思われるので今回は取り上げないことにという話がちょっと聞こえたものですから、私は、今町長がおっしゃいましたように効果を強いものを今始めるので、こちらのほうはこれで勘弁してくださいと。その言い方はわかるのですが、町としてやれることをまず最大限やるという中に、この部分があるのではないかなと思うのですが、その部分どうでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それは考え方だと思いますので、水道もやり、こっちもやるというものもあるかと思いますが、限られた中での話になってきますので、2万8,000円を選択するよりも、10万円で支援したいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 考え方ですね、家賃補償などの観点でもよく言われることですが、事業継続に必要な固定費という部分に光熱費は大きくのしかかっています。上里の指定管理者の部分の緊急支援についてもわかるように、経費の中で事業の中で大きなウエイトであります。私は、そこを町長がどういう試算で2万8,000円という具体的な数字を出したか、ちょっと私はその計算式はわかりませんが、例えば、私が考える支援として考えれば、今の例えば基本水量の業務用20トンは維持したまま、その家庭用の生活用水との差額分を補助するとか、いわゆる算出すると、本当に逆に言うと私の提案は金額的には低いのです。金額は低いのですが、先ほど言いましたように、町として事業者の皆さん、今苦しい時期ですから、言ってみたら事業所の中でも考え方ですけど、生活に100%水を使っていないわけではないんです。生活もありますから、確かに営業で使っている割合もありますし、生活するために使っている割合もありますから。ただ金額の設定として、家庭用水と業務用水と分かれているだけなので。ですから、例えば今、大きく財源のこともありますので、それをゼロにする、何か月ゼロにするということではなくて、今の業務用の水準は維持したままで、考え方として、そこで例えば1,000円でも2,000円でも算出の仕方で町として支援しますと。皆さん一緒にこれに向かって行きましょうという姿勢が大事だと思うので、ぜひここは町長がおっしゃいましたように、毎週のようにコロナ対策会議があ

るということですので、私は、いろいろと算出の仕方があると思うのですが、やはり町民、事業者に対して、やはり町として、ここまでしかできませんけど、こういうことをやりたいんですという部分は、ぜひ受け止めていただきたいと思います。

私も今回この質問にあたって、いろんな大きな自治体も調べましたが、言ってみたら家庭用水も含めて全部ゼロみたいなのところもあるんですけど、そういう横暴な話をしようと思っているわけではなくて、皆さん手を携えて頑張りましょうという一つの中に、いわゆる家庭用と営業用というこの差を少し縮めていただいて、それで今回、乗り切りましょうという見え方があるのではないかなというふうに思うので、ぜひその辺は、担当も含めて検討いただきたいと思います。

それでは3点目です。感染拡大について、もし長期化を想定した場合ということです。現在までの経済支援策が第1弾から行われていますが、その効果として、この効果の範囲が、今、支援が幾つかありますが、どの部分までこの効果の範囲が及んでいるのかということについてお聞きしたいと思います。

例えば、小中学校の給食費の免除については、当然、第2弾ですけども9月納入分までということを行っていますので、9月分までの効果があるということは明白にわかるわけです。あと、経済支援策として、先ほど町長がおっしゃいましたように32業者の部分については、5月中に完了していますので、5月中に完了はしていますが、言ってみたら支援した部分の効果というのは、どこまでの効果なのかなというところがあります。製造業についても第3弾、対象期間ということで、申し込み自体は4月から10月分までみているということですが、その部分について、今まで町として第3弾まで行ってきましたが、この支援策というものが、いわゆる効果として、どのぐらいまでの効果があるというふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今の前に、先ほどの水道の関係ですけれども、これは、さまざまな支援策の方法論として水道の業務用の水道の問題があると思いますけれども、そのことについてはお答えしましたとおり、水道料を支援の方法の一つとして取り上げることはしませんが、そうではなくて10万円を支給するという方法の町としてはとりたいということですので、ご理解をいただきたいと思いますというふうに思いま

す。

それから、給食の影響については、ちょっと教育委員会で承知している部分があれば、お話し願えればと思いますけれども、どこまで効果があるのかというのは、例えば30万円みたいに既に5月20日で終了しているのもありますけれども、30万円でOKなのかどうかというと、それは幾らでもあったほうがいいですし、それから国のほうで200万円、100万円という持続化給付金も出るようになってはいますけれども、それも安過ぎるとか、そんなんじゃやっていけないということだとか、いろいろ報道もされているところでもありますけれども、なかなかその金額を受け取っただけで対応できるというものではないのではないかなというふうに思っています。巴議員さんのところでもお話ししましたとおり、2月と4月に調査を行っていきまして、5月には訪問して調査を行っていきまして、今後、そういう調査を、間隔を空けて引き続きやっていくながら、そこから見えてくるもの、こういう効果が出てきたんだとか、少し長期で見えていかないとわからないのではないかなというふうに思っています。そういう中で調べながら、効果的なものを少しでも対策として手を打っていききたいなと思っているところです。

また、ちょうど今月、オホーツク管内に三つの保健所があります。紋別、北見、網走、それぞれの保健所管内に入っています市町村を対象にして、首長と振興局長、それから保健所の所長を含めて意見交換会がもたれたわけですが、その中で、ここは北見保健所管内ですので、振興局長に皆さんちょうど定住自立圏の所の首長さんが全部集まりまして、それぞれ皆さんと意見交換をしたのですが、私のほうからちょっとお尋ねしたのは、PCR検査で非常に保健所の職員が大変な思いをして、勤務オーバーな状態に陥ったわけなんですけれども、これ、もしかすると、こういう経済的な貧困とかコロナによって働けなくなるとか、そういうことによって生活保護を受ける人がもっと増えてくるのではないかなというふうに思いまして、市は福祉事務所をもってそこで対応しますが、町村の場合は振興局のほうで対応することになっています。そういう方たち、今度は福祉関係の職員が非常に忙しい状態に陥ってくるのではないんですかということで、そういう経済が大変な収入減の中で、なっていくような気がするので、どうなんだろうということでご質問をしたのです。

れども、その時、資料を持ち合わせておりませんでしたので、後ほどお答えしますということで丁寧に後ほど文章で報告を受けたわけなんですけども、生活保護の申請者、この5月までに、コロナの関係ということではゼロということでした。ですから、思っているほど経済は今のところ、その時点まででは貧困に陥っているということでもないのかなというふうな感じも受けたところですけども、そういうことも一つ参考にしつつ、どういう状態になっているのか、あるいは、これからなっていくのかということ調査しながら、対応してまいりたいと考えています。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 経済はよく風吹けばということがあります。いろいろ影響して、巡り巡って都会のほうから田舎のほうも含めてやってくる部分もございます。

製造業についても、当初、先ほどありましたけども影響は少ないスタートでしたけども、やはり聞く限りで言うと、これから大きいものがあるかなと思います。効果の範囲ですとか、そういう話をお聞きしているのは、いわゆる町としての準備と言いますか心構えと言いますか、今、町長の中にもありましたけども、経済支援についても第4弾が今検討されているということで、支援が検討されていますが、コロナウイルスの影響はやはり続いていて、これからボディーブローのようにじわりじわりと来るというふうに私は思っています。いわゆるどこまで我慢できるかということがあるので、そこから倒れていく、倒れていかないは個々だと思いますが、そういう部分はあるというふうに考えています。

もちろんお金の問題もありますので、一番は国の動向に注視しながらという部分は当然ありますが、ただ、やはり町の行政を担う者として、津別町として、このコロナウイルスの影響で極端に言えば企業倒産というものを極力回避できるというようなことをできる範囲の中でやっていただきたいと思うものですから、現在の効果がいろいろな支援の中で渡されて終わりということではなくて、やはりそこから効果が始まってきますので、秋ですとか冬ですとか、その部分までの言ってみたら支援の効果にはなかなかかなりにくいのかな、特に事業をやっていますとそういう部分があると思います。

第2波、第3波の懸念まで考えられればいいのですが、これまでスピード重視で国

のほうの様子も見ながらやってきた部分もございまして、総合的な枠組みで、今後の対応を町としてできることを検討すべきではないかなと。一般財源という話もありますが、私も本来、こういうことは国が行うべきものだというのは十分承知した上で、でも、国が行わなければ町が手をこまねているのかということもありますので、やはりそういう部分についての心構えというか支援策というものを予算規模なども含めて制限はありますが、そういうことも検討しなければいけないのではないかなというふうに思うのですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 決して手をこまねているわけではなくて、国のお金が幾らになるかという以前から、こういう対策をとっていかうということで、例えば融資制度にしても、当時4月1日から始めた1,000万円というのは、他町村例から見ると50万円、100万円という限度額から見ると、はるかに高い金額、その後、国のほうでもっと高い、しかも無利子のものが出てきましたけども、その間に町のほうで考えたもので対応してもらっているところでもあります。それが結果として、後でその部分は国のほうで見ますよということになったので、その臨時交付金を活用させていただくということでもあります。

以前もお話ししましたとおり、コロナの関係でさまざまなイベント等々も中止になっています。その部分で6月議会、今回の議会の中でも落とすものは落とすというような形で補正予算を組むわけですけれども、そういったものも一つの財源になってきますので、そういうことも頭に入れながら、今後の対応をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 融資という部分となると、先に始めた第一弾ですが、やはり先の展望が明るくないと、ここまでというトンネルの先が見えないと、なかなかそういうものをはじめて、いくら金利が低くても、国のほうは、今金利はないということですが、当然、金利があれば当然払う部分がありますので、そういう部分があるので、事業規模にもよりますけども、後から追加でいろいろ始まっていますが、直接支援という形が事業者としてはありがたい部分でありますので、よろしくお願

したいと、今後に向けても、その部分、十分考えていただきたいと思います。

それでは、四つ目でございます。コロナウイルスの感染症の抗体検査の関係でございますが、特定健診、その部分、今の答弁によると難しいということですが、物理的に、今年度10月という話もありましたが、物理的に難しいということなのか、また過去に現在の特定健診の受診の項目などが増えたり減ったり、そういう動きがあったことがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今回のコロナウイルスの関係でですか？

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 過去の津別の特定健診で、項目が増えたり、減ったりということがあって今の状態になっているのか。

○町長（佐藤多一君） 健診の中身の問題ですね。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 入れることが難しいという意味ですか。

○町長（佐藤多一君） 入れるのが難しいというのは、項目がどうこうということではなくて、これは新聞にも出ておりましたので知っているかと思いますが、この間の16日で抗体検査が厚生労働省で行われています。三つの所です、東京、大阪、宮城でまず行われたということでありまして。これは、今回の厚生労働省の2次補正案の中で抗体検査による感染の実態把握、14億円を計上されております。これによって、ウイルスの抗体保有状況等を把握するための疫学調査を拡大するということになっておりますので、これをやるということで、この検査キットだとか、そういったものが今、町のほうでは入るような状況ではありませんので、そういったものが出てくるようになったのであれば、やるような形になってくるかなと思っているところです。

そして抗体検査というのは、抗体をもっているということがわかれば、あなたは過去に新型コロナウイルスにかかっていたということの証明ですので、そのことが「えっ、かかっていたの」ということで、いろんなことにまた波及してくることもあります。ですから、そういったこともしっかり考えていかなくちゃいけないのかなというふうに思います。

今、抗原検査だとかPCR検査というのがありますけれども、これは今かかっているかどうかというのを調べる検査ですけれども、抗体検査については過去にかかったか

どうかという検査ですので、それができるようになれば、もう少し広域圏の中でも、ここは北見日赤が中心になっておりますし、先ほども言いました保健所が三つあります。そういった中からも、お話が出てくると思います。そういう中で、地元の病院で受けられるようになるのかならないのか、今、そういうふうになりますということは、何の話もありませんので、今ここでやりますというようなことは軽々しく言える話ではありませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） すみません。私のほうもちょっと勉強不足ではつきりとしたものをお答えできないのですが、特定健診を行うときには、国の法律、高齢者の医療の確保に関する法律というところで基本指針に基づいてやっているものですので、そこにメニューとして加わってきたら行えると思いますし、過去に増えてきたのかどうかというのは、すみません、ちょっと勉強不足でそこは調べておりませんが、エキノコックスとかもやっておりますので、そういうことは、これからの基本指針が変わってくれば可能になるのかと考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 私がなぜ物理的に無理なのかとお聞きしたのは、物理的に無理であれば、やりたいと思ってもできないのが当然でありますので、ただ、今ネットなどを見ていると、個人的に抗体検査をやれるようなキットが販売されているように思うものですから、町として、まがい品というところですけど、そういうふうに個人で手軽に入れてやるようなものを町としては進めるわけにはいきませんでしょうから、ただ何でも国のほうが先行して、国がやるというふうになったからやるということもあるかもしれませんが、町として、そういうことを先に見越して、例えば何かしらの機会にそういうことをやるという判断もあっていいのかなと。

今、町長のほうからコロナ抗体検査の話。過去にかかっていた方が判明すると。私もまさにそのことが大事だと思ってPCR検査を省いているわけですし、今世の中にも津別、オホーツク管内は確かにコロナ感染となると、今、本当にいわゆる「えっ」という動きが多いのですが、抗体検査ですので、やはり私は安心感のほうが強いのかなと思います。

私の知る中でも、高熱が出まして病院や保健所と話をした結果、別にコロナではないという判断をいただいたような話も聞きますが、やはり、この間にいろんな病気にかかって熱が出た、出ないということもありますし、やはり、そういう不安というものを安心にかえて、これからも新たな生活様式が始まっていますから、私はかかっています、私はかかっていたという方は本当に少ないようですけど、私はかかっていませんでしたという安心感をもって、これからの日常に向かっていけるというふうの一つの効果は思う部分であります。

私をもっと大きい効果かなと思いますのは、今年の10月の特定健診は例えば無理であったとしても、また来年、例えばコロナが沈静化した場合、特定健診が始まります。私も特定健診の健康ポイントなどで健診率アップという話をしましたが、やはり国民の関心事でありますコロナウイルスの抗体検査を健診というどこかに、今言われたルールの中には難しいとしても、健診のオプションの中に例えば入れることによって、私は健診に行こうという動きが加速するのではないかなと。私も、まだ数年しか特定健診に恥ずかしながら通っていませんが、やはり食わず嫌いじゃないですけど、一度行ってみて、来年も来ようと、この動きが大きいのではないかなと。その呼び込みとして、例えば今言われているものが来年の6月なら6月、今年の10月が無理だとしても、何かしらの形で、そういう形でマッチングできるのであれば、そういうことは検討に値するのではないかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは簡単に町で「はい、やります」ということではなくて、そもそも抗体検査を厚生労働省でやるという部分で、3都府県で始まっていますけれども、これは次の流行の規模の推計、あるいはワクチン接種が必要な人数の試算にも役立てるということで始めています。これぐらいかなということではワクチンをつくっていくということになると思いますけど、例えばインフルエンザも、明日お話ししますけれども、今回のコロナウイルスの2次補正の関係で、臨時交付金を使って65歳以上の方の今インフルエンザのワクチン接種を補助していますけれども、これを無料にする考えで明日提案させていただこうと思っています。

冬の中で、インフルエンザと新型コロナウイルスが同時に今度は流行ってきますの

で、それに対応するため、亡くなられる方の圧倒的多数はやっぱり高齢者ですので、ここのところは、しっかりと対応して、あと子ども、そうやっていけば「何だ、町民全部にやればいいじゃないか」というお話も出てくるかと思えますけれども、インフルエンザのワクチンそのものが日本の全人口の半分の分しかありませんので、それは早いうちから予約をして、今言った部分すら入るかどうかという問題があります。そういうこともありますので、コロナウイルスの関係のワクチンが、今これから研究が進んで出てくるかというふうに思えますけれども、どれぐらい国として用意していくのかというのがまた出てくると思えますけれども、そういったものの積算上、どれぐらいの人間がどうなっているのかということ推計しながらつくられていくものだろうと思います。

そういう意味で、今、動きが出てきていますので、そうすると当然、全国的にこういう方向で、ぜひ市町村においても取り組んでいただきたいというのが必ず来ますので、そして説明会も出てくるかと思えます。その中で対応していきたいと。そして地元の病院とも協議をして進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 新型コロナウイルス感染症の対策については、各自治体独自の経済支援策が広がっています。今、町長ともお話ししましたが、やるにしても、やらないにしてもいろんな考えがあって、いろんな判断があるというふうにそれぞれで思います。特定の業種には大きなダメージを与えて、なお、全ての業種にその影響が今後も持続すると私は考えていまして、対策や支援は決して十分にはいきませんが、自治体として、気持ちの込められた対策や支援を今後も期待するところがあります。

それを持ちまして私の一般質問を終わりたいと思いますが、町長から一言あれば、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 何をすると効果的で、これはいろいろと取り組んでみて、やっぱりあまり有効じゃなかったなとか、それは、これからいろいろ出てくるのだと思います。

例えば、6月1日で専決処分させていただきました製造業持続化応援資金、固定資産をベースにして補助金を出しますということで200万円を限度としてということがありますけれども、これも今、申請が来ているのは2件だけです。そういう200万円を上限にして補助はできるのですけれども、申請は2件ということです。

それから、1時間700円の部分の支援金も、これも申請はゼロ件です。ですから、申請して、その条件に当たれば、どんどん支給していくわけなんですけれども、その申請そのものがない、あるいは少ないという状況ですので、そうすると、この支援の方法というのは有効なのか、それこそ議員がおっしゃったとおり有効なのかどうかということも、この先いろいろ検討しながら進めていきたいと思っています。

心は込めてやっているつもりですので、空振りになる場合ももしかしたらあるのかなど。空振りであれば、よく言われる見逃しよりもいいよということでありますので、いろいろやりながら進めていきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） これで6番、渡邊直樹君の一般質問を終わります。

本日予定している一般質問予定者については、明日への日程といたします。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時 58分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員